

第24回 瀬川基金記念シンポジウム

「担保法、動産・債権譲渡法整備の
検証とこれからの課題」

日 時 平成20年12月6日(土)

場 所 大阪市立大学文化交流センター
(大阪駅前第2ビル6階)

主 催 大阪市立大学証券研究センター

第24回 瀬川基金記念シンポジウム

「担保法、動産・債権譲渡法整備の 検証とこれからの課題」

- 13:30 開 演
総合司会 高橋 眞(大阪市立大学大学院 法学研究科 教授)
主催者挨拶 翟 林瑜(大阪市立大学 証券研究センター 副委員長、
大阪市立大学大学院 経営学研究科 教授)
- 13:35 講 演1「担保法・執行法改正の検証と評価」
松岡 久和(京都大学大学院 法学研究科 教授)
- 14:20 休 憩
- 14:25 講 演2「動産・債権譲渡特例法制と流動資産担保融資保証制度について」
六信 勝司(全国信用保証協会連合会 業務部法務課 課長代理)
戸梶 英樹(大阪市信用保証協会 企画室企画課 上席審査役)
- 15:10 休 憩
- 15:20 質疑応答 講演者を交えて
モデレーター 小柿 徳武(大阪市立大学大学院 法学研究科 准教授)
- 16:25 終わりの挨拶
総合司会 高橋 眞
- 16:30 閉 会

第24回 瀬川基金記念シンポジウム

「担保法、動産・債権譲渡法整備の検証とこれからの課題」

高橋： 本日は瀬川基金記念シンポジウムにご参加いただきまして、誠にありがとうございます。瀬川基金につきましては後ほど翟教授からご説明



高橋 眞氏
大阪市立大学大学院
法学研究科教授

申し上げますことにつきまして、早速本シンポジウムの趣旨についてご説明いたします。2003年に抵当権を中心とする担保法が改正され、その後、流動資産の担保化に関する特例法の動産を含めた整備が行われました。特にこの担保法・執行法の改正は、バブル崩壊後の金融市場の大きな変化に対応するために急いで行われたという経緯があります。それからこの動産・債権譲渡の特例法も、これまでの法制度にとってあまり馴染みの無いシステムを導入したということで、研究者の立場からいたしますと、これらが実際の取引社会の中でどのように定着をし、あるいは新たにどのような問題に直面しているのか、是非とも現場の声が聞きたいという希望がありました。そこで大阪の弁護士さんにアンケートをしまして、具体的な状況をお知らせいただくという実態調査をいたしました。そしてそれに基づいて、担保法・執行法の改正の審議に携わられた京都大学の松岡教授にコメントをいただき、また動産・債権譲渡と流動資産の担保化に関しては、流動資産を保証システムの中に組み込んで活用する道を拓いた信用保証協会の方からお話をいただくということで、このようなシンポジウムを開くことになりました。

質疑応答の時間では講演に対する質問だけでなく、ビジネスや法務の実務に携わっている方に、新たな情報やご意見を寄せていただければと思います。そしてまた事業をしている方には、この機会に信用保証協会の方へのご質問をしていただきたいと思います。

それでは、証券研究センターの副委員長で、経営学研究科教授であられる翟林瑜先生からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

翟： ただいまご紹介にあずかりました、大阪市立大学証券研究センター運営委員会副委員長の翟林瑜でございます。今年も残すところあと少しだけではありますが、大変



翟 林瑜氏
証券研究センター運営委員会副委員長、
大阪市立大学大学院経営学研究科教授

忙しい時期にたくさんの人に来ていただきまして、まことにありがとうございます。始めに証券研究センターについて少し紹介させていただきます。

この証券研究センターは本学の前身であります大阪商科大学高等商業部の卒業生で、1959年から68年まで野村証券の社長をされていた瀬川美能留さんの寄付を基金として1981年10月に発足したものでございます。以来この27年間にわたりまして証券金融に関する調査研究ならびに教育の助成に努めてまいりました。本日もその研究調査の一環として担保法、動産・債権譲渡法整備とこれからの課題ということで、第24回目の瀬川記念シンポジウムを開かせていただきます。本日は3人の専門家の先生をお招きして、この問題について皆様と一緒に考えていきたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

(拍手)

高橋： ありがとうございます。それではさっそく、京都大学大学院法学研究科教授であられる松岡久和先生から担保法改正の検証と評価という題でご講演をいただきたいと思います。松岡先生は担保法の改正につき、法制審議会の担保執行法制部会でこの審議に当たられた方ですので、その立場から見て現状をどのように評価するかについてお話いただきたいと思います。また松岡先生の方から、このアンケートの対象にはなっていないけれど、このようなことについて現場の実務ではどうなっているかというような問題提起があるかと思いますが、それに関して情報がありましたらよろしくご発言いただきたいと存じます。それでは松岡先生よろしくお願ひします。

松岡： ただいまご紹介にあずかりました、京都大学の松岡です。本日は「担保法・執行法改正の検証と評価」というテーマで、お配りしているレジュメにおおむね沿いまして、大きく分けるとⅠからⅢの3つのお話をさせていただきます。中心は表題に書きましたとおり、今回のアンケート調査の結果を拝見して、2003年に行われた担保法・執行法改正の成果と問題点を検討したいというところにございます。担保法・執行法改正は民法の担保法を中心とする実体法規定の改正と、それから民事執行法を中心とする手続法の両面にわたり非常に多くの点にわたっております。このうち、民法の担保物権編に関する改正の中からとりわけ重要と思われる2点について、いずれも詳しい聞き取り調査を実施していただいています。担保不動産収益執行、長いので以下では簡略に収益執行と言わせていただきますが、収益執行制度に関する問題をⅡで扱い、短期貸借制度の廃止とその代替措置に関する問題をⅢで取り上げます。これらの個別の問題に関する検証と評価の前提といたしまして、担保法・執行法改正の全体像を今一度振り返って、どういう時代背景の下で、どういう狙いがあったのかを確認しておくことは必要だと思います。専門家の皆さんにとってはあまり周知のことで必要ないかもしれませんが、最初にそういう確認をするお話をさせていただきます。先ほどのご紹介にもありましたが、この改正に関わって、私自身もいろいろ書いたものがございます。主要なものはレジュメの末尾の参考文献の所に挙げています。今日のお話は、アンケート調査の結果の分析を抜きますと、この中でも一番下に挙げています「担保・執行法改正の概要と問題点(上)(下)」という金融法務事情誌に書きました論文を基本に置いています。それから改正後の実態と改正の残した問題点の検討はすでにあちこちでなされておまして、私自身もレギュラー参加者の1人として加わっておりますジュリストの不動産法セミナーという連載になっている連続座談会がございます。その中で3回にわたって取り上げたものを、参考文献の最初に掲げておきました。鎌田薫ほか「不動産セミナー第



松岡 久和氏
京都大学大学院
法学研究科教授

18回～20回」です。これは今から約2年前の座談会ですが、今回の報告のために読み返してみますと、すでに今回のアンケート調査の結果を先取りするような指摘や生じうる理論的問題の検討が非常に詳しく行われておまして、参考になります。今日はそれほど詳しいところまで触れる時間はないと思いますが、お話の中でもジュリスト座談会として適宜ご紹介いたします。ご関心ある方は是非ご一読いただければと思います。それでは少し長い前置きになりましたが、本論に入らせていただきます。

最初に担保法・執行法改正の主要な狙いについて、その時代背景を振り返ります。1990年代の初めのバブル経済の崩壊以降長い不況が続きました。その中で住専だとか金融機関等の破綻が相次ぎ、不動産担保融資を中心にしてきた金融実務においては、巨額の不良債権をいったいどうやって解消するのかが政治的・経済的に国民の関心事のひとつになっておりました。ちょうどこの時期に執行妨害の問題を非常に巧みに織り込んだ宮部みゆきさんの『理由』という小説が朝日新聞で連載されておりました。1996年から1997年にかけてです。これが単行本としてまとめられて直木賞などを取ったのが1998年、今から10年前であります。このように執行妨害が社会問題化するなど、抵当権実行などの民事執行手続や倒産手続の迅速確実な進行に支障が出ておまして、司法制度自体への信頼が揺らいでおりました。そこでこうした事態を受けまして、民事再生法や個人再生法が相次いで作られたほか、倒産法制と併せて民法の実体法部分及び民事執行法の手続部分の見直しが必要だと考えられたわけでありませう。今から7年前の2001年の5月29日に先ほどご紹介いただきました法制審議会に、担保執行法制部会が設置されまして、だいたい毎月1回、頻繁な時は2回、1年半くらい審議をいたしました。法制審議会の答申を受けた改正法案は2003年の8月1日に可決され、改正法はかれこれ5年近く前の2004年の4月1日から施行されております。以上、不動産不況、不良債権処理、執行妨害対策、こういったところが時代背景を示すキーワードでありまして、現在の時点における改正の評価にもおそらく影響するポイントであろうと思います。

次に改正法の狙いでございますが、主な狙いは執行妨害を許さず、迅速で合理的な手続を促進するような仕組みを作ることによって権利実現の実効性を高め、司法制度の信頼性を回復する、抽象的に言うところのようになるかと思えます。もちろんこの改正には毀誉褒貶がいろいろとあると思えます。全体としての感覚的な評価は、功罪で言いますと、功が2で罪が1と2対1で、問題は残るけれどもどちらとえばよかった、というものです。というのは、まず功の方は、やや抽象的な話になるのですが、民法改正が現実に可能であると認識させたことを挙げることができます。民法は、財産法の部分に限って言うと、制定以来100年以上もの間、根抵当権の規定の新設を除いて一度も大きな改正を受けてきませんでした。こうした民法を、民事執行法等の手続法と合わせて大改正したこと自体に非常に大きな意味があったと思えます。翌年2004年の民法の現代用語化および保証法改正を経て、現在、民法の債権法部分を改正する検討が始まっていますが、民法改正という大きな事業が決して不可能ではないということを明らかにした象徴的な意味はきわめて大きいと思えます。第2の功は、この改正が執行妨害対策として、民法という民事実体法、民事執行法を中心とする民事手続法のみならず、刑事法まで含めたきわめて総合的で徹底した対処を行ったことです。他方で功罪の罪、すなわち問題点と思われるものは、検討期間が1年半と非常に短く、検討すべき課題が山のようにあった結果、取り上げることができた課題が比較的緊急性の高い課題に限定され、すぐ後で具体的に触れたいと思えますが、中長期的あるいは根本的な課題は時間不足で検討できなかつたことです。また、今日ここでも触れますが短期貸借制度の廃止のように最後まで見解が対立し、必ずしも検討が尽くされたとはいえないまま改正が行われたものもある、というのも問題点かと思えます。

以下では、主要な改正点を概観してみたいと思えます。具体的にどのような項目の改正がなされたのかは、レジュメの2-2のところにも列挙したとおりであります。時間の関係もございまして個々の問題について詳細に取り上げることはいたしません。大きくは(1)の担保実体法の改正点と(2)の執行法に関する改正点とに分かれます。(1)の担保実体法の改正点は、おおむね民法の条文の順番に沿って並べますと①から⑦の

7点をあげることが出来ます。その重要度や改正の規模にはずいぶん大小があります。抵当権に関する改正が多く、中でも改正の重要度から見ますと、③の収益執行制度の新設、④の従来滌除と呼ばれていた制度を改めて、抵当権消滅請求制度を新設したこと、それから⑥の短期貸借制度の廃止と例外措置の新設、この3つが中心的なものです。その他に、抵当権関係でも議論はいろいろありまして、例えば、建築業者が請負代金を支払ってもらえないために敷地留置権を主張する場合に、建築資金の融資の担保として敷地に設定されていた抵当権とそうした敷地留置権の優劣関係がどうなるのかが問題となりました。この場合については、留置権と不動産工事の先取特権の改正問題として検討されましたが、改正はかえって執行妨害の端緒になりかねないなどの反対も多くて、実現には至りませんでした。労働債権の効力強化だとか非常に古びてしまった先取特権制度を整備する課題も担保法・執行法改正では脱落しましたが、後の破産法の改正や現代用語化の改正ではその一部が実現しています。それから法定地上権の制度につきましても1か条しかないのに非常に複雑な判例法理が展開しており、これは条文を読んでもわからないとして、判例法理の条文化の要望が結構実務界からありました。この問題は、たぶん自己借地権の導入で相当きれいに整理できると思いますが、取扱いによっては、土地と建物の関係という根本的な問題にも関わる大きな改正になります。また、判例法を条文化しても、そのために必要な労力に比べて規律の透明性が飛躍的に増すとも思われません。そのため法定地上権関係の改正も、結局、見送りになりました。譲渡担保の法制化や財団抵当制度の改正なども中長期課題として先送りになり、今日取り上げていただく動産債権譲渡特例法によって、流動財産の譲渡担保をより容易にする制度の基盤を整備するという形で一部が実現したに過ぎない状態であります。

今回のアンケート調査の結果の分析では、執行法の改正は取り上げませんので、執行法の改正については、ざっとレジュメだけご覧いただければと思います。執行妨害対策に関係するもの、それから強制執行の実効性に関するもの、その他のものと、3つに大きく分けられると思いますが、具体的にはリストアップした項目が実現されています。ここでは執行法改正の個々の内容は省略いたしますが、この改正により執行妨害に

どういふ変化が生じたかについては今回のアンケート調査でも訊ねられておりますので、ここでこの点にだけ触れておきます。そして、もうひとつ前置きとして、今回のアンケート調査の特徴についてもここで一言申し述べさせていただきます。今回のアンケート調査は回答数が14件と少ないうえ、対象は金融関係に詳しい弁護士事務所に個別に回答を依頼されて、場合によっては補充で聞き取りもされております。そういう意味で統計的な意味は乏しいと思います。統計にかかるとは後からご説明しますが、裁判官が金融法務事情誌や判例タイムズ誌などに時折執筆されている処理状況の報告がありますので、それを参考にすることにいたします。ただこちらのアンケート調査の結果からも一定の傾向はうかがえます。統計的な意味には乏しい反面、このアンケートはまさしく専門家に詳しくお答えいただいておりますので、非常に興味深い回答が寄せられておまして、質的には大変貴重なものと思います。そのような専門家のお答えを拝見いたしますと、14件中、執行妨害対策の効果は不明だという回答も3件ありましたが、減少していないという回答はゼロでありまして、比較多数の回答では、執行妨害は減少したか現在見られないとされております。しかもその原因として民事執行法の改正と刑事的な対応の強化が6件ずつで同数、さらに民法の改正もそれに次ぐ4件が挙げられています。こうした点から見て、この担保法・執行法の改正は、民事手続法、さらには刑事法を総合的に検討して、執行妨害を許さないという強い姿勢を示し、競売手続の迅速化とあいまって、その実を上げているというふうに、高く評価されていると思います。ジュリストの座談会でも、この改正を法務省参事官として担当された谷口園恵裁判官は、その後、東京地裁の執行センターに移られたのですが（現在は、京都地裁においでです）、その1年余りの執行実務の担当のご経験から、高額な敷金を主張してもおそらく無駄だということになったためか、賃借権を仮装する占有者による妨害が非常に減少している。競売物件について言うと、所有者自身が占有する物件の比率が上がっているという印象を受けると指摘されていました。もちろん執行妨害自体が全く姿を消しているわけではないようで、常に新しい手口が考案されてきておまして、アンケート調査の際にいただいた指摘でも、レジュメに抜書きいたしましたように、いろいろな新しい手口

が見られるということです。こういう新しい執行妨害の対策となりますと、どうしても後手に回りますので、いちごっこになってしまいます。そのため、アンケートの回答にも、執行妨害の対策よりも執行妨害の予防が大事であり、平時からの情報収集管理が肝要だのご指摘があります。考えてみればきわめて当たり前のことのようにありますが、それだけに逆にいったいどうやって効率的で有効な情報の収集ができるのか、というあたりは私にはよくわからないところですから、実務経験の豊富な参加者からは是非具体的にご紹介をいただき、こういう場を機会に経験の交流の蓄積が図られればと願います。

それではⅡに移り、具体的に収益執行の問題についてお話したいと思います。まず最初に1と2で改正の理由と特徴を整理いたしまして、次に3で立法当時から考えられていた問題点を確認し、最後にこれらを踏まえまして今回のアンケート結果に照らし合わせて検討を行います。

抵当権と収益に関する改正前の民法371条は、私が大学で勉強した頃は、判例・通説では天然果実のみに関する規定と考えられており、不動産の差押えまたは抵当権実行通知後に抵当権の効力が天然果実に及ぶと規定されていながら、その手続が欠けていました。他方、法定果実、とりわけ不動産の賃料につきましては、1980年代末頃までは抵当権の価値権性あるいは非占有担保性を理由に、賃料債権に対する抵当権者の物上代位には否定的であるか、せいぜい民法371条の天然果実と同じように、競売手続に入ってから例外的・制限的に認めれば足りるという見解が有力でした。また、そもそもバブル経済が盛んな頃は不動産価格が高騰を続けていましたから、高額での競売が期待できたので、賃料債権などから少しずつ回収しようなどとは、誰も考えなかったのが実態だろうと思います。しかしながら、バブル経済が崩壊して不動産不況となり、不動産競売を申し立てても売れなくなりました。一方で、大型マンションやオフィスビルが増えてまいりましたので、月々の賃料収入が非常に高額となってまいりました。こういう両方の要素が背景として働き、それに加えて、最高裁の平成元年の判決がいわゆる無条件肯定説をとったことが大きく作用しました。すなわち、最高裁は、賃料債権に対する抵当権者の物上代位

を、被担保債権が債務不履行になれば、特に制約を設けずにとりまされたため、以後は賃料債権に対する物上代位が大変隆盛を誇るに至りました。もつとも、ご存知の通り、賃料債権に対する物上代位が広く認められるにつれて、物上代位と債権譲渡、転賃料債権に対する物上代位、物上代位と相殺、物上代位と敷金充当などのような派生的な難問も、次々に登場してまいりました。

こうした難問が生じることも物上代位の弱点ですが、物上代位では、例えば賃借人が頻繁に入れ替わる建物の場合には、いったい現在の賃借人が誰なのかを抵当権者が正確に把握すること自体が、必ずしも容易ではありません。また、不良賃借人で賃料を支払わない者がいても、抵当権者は、賃貸借契約を解除したり、空き部屋に新しい賃借人を入れることまでできません。また、抵当目的物を抵当権者が管理しているわけではないので、賃料と共に管理費用相当分まで全部奪われてしまいますと、賃借人はやる気も金も無くなって物件管理を怠り、結局その賃貸物件が荒れてしまいます。エレベーターが故障して動かないとか、廊下の電球を替えてくれないとか、建物が汚れるとかの問題が生じるのです。さらに、後順位抵当権者が先順位の抵当権者が知らないうちに抜け駆的に物上代位権を行使してしまつて抵当権の本来の順位が物上代位に反映されないという問題点もありました。こういった物上代位の様々な問題点を克服し、かつ、抵当目的不動産の収益性を確保する目的で管理を行なうことができるようにすれば、同時に執行妨害の予防にもなる、ということで新設されたのが収益執行制度です。改正法の特徴はレジュメの2に記載している4つの点を挙げることができます。

第1は、改正後の民法の371条が天然果実のみならず法定果実の両方に効力が及ぶということを明確に定めて、収益執行の実体法上の根拠を明らかにしたことです。

第2は、民事執行法の180条により、収益執行が競売と並ぶ不動産担保権の実行方法のひとつであるという位置づけが与えられたことです。これは一般債権者でも競売とは別に強制管理が行えることとの対比で、なぜ抵当権者には強制管理に類することができないのかという不均衡の問題を解消するものでもあります。競売に付随する独立性のない制度とすると制度の実益

に疑問が生じるところから、競売手続とは別個に、強制管理に類似した独立した執行手続という制度設計が選択されたのです。

第3は、民事執行法の188条により、収益執行の手続には強制管理規定が準用されることです。競売との関係も、強制競売と競売との関係に準じ、不動産が競売されますと、買受人が所有権を取得する時点まで収益執行が続くことになっています。これに関連しまして担保執行法制部会では、収益執行が競売とは独立してできることにすると、ひょっとしたら10年・20年とあまりにも長期にわたる収益執行が出てくるのではないかと憂慮する見解も有力で、収益執行のできる期間を短く限定するべきではないかという議論もありました。しかし、当時、抵当権者が債務名義を取つて強制管理を行っている事例が大阪と札幌では見られたのですが、長くても2年弱で終了していました。そうした事例から見るとおそらく長期にわたることはないかと想像されました。また仮に期間制限を設けるにしてもいったい何年にしたら良いのか、全く根拠がありませんので、結局、収益執行の期間を制限する規律は設けられませんでした。

第4が、最も議論のあった点で、物上代位を収益執行と並んで存続するとしたことです。収益執行が賃料債権に対する物上代位を合理化するものであるとしますと、収益執行制度が新設されれば物上代位は廃止すべきだというのが筋でして、有力な見解はそう主張しました。しかしながら、実務界からは、露骨に言えば既得権である物上代位を手放したくないというのが本音だったのですが、もう少しやや理論的に表現しますと、小規模不動産では管理人を置いて費用のかかる収益執行をしても費用倒れに終わるおそれがあるから、簡便な物上代位を残す必要があると、強く主張されました。さらに、ドイツでも管理制度のほかに簡便な債権執行の方法を認めているとの指摘もあり、結果的には物上代位は存続することになりました。もつとも物上代位と収益執行が競合する場合には、結果的には収益執行を優先する仕組みとなっております。

3のところに移り、立法当時から指摘されていた問題を取り上げます。3点が指摘されておりました。第1は、抵当権の本質論、あるいは抵当権が果実に及ぶ時期の問題です。現在の民法371条は債務不履行後に生じた果実のみ抵当権の効力が及ぶと読めますが、



それは従来の判例の処理を変えないという立法趣旨に照らすと問題があるのです。そこで東京では新 371 条の文言に関わらず、立法以前の判例の処理と同様に債務不履行時以前に生じた未払いの賃料債権も収益執行の対象にしております。ところが大阪では文言に忠実に債務不履行時以降に発生する賃料債権のみを対象とするという扱いがされているようです。この場面に限らず、執行についても大阪と東京で取扱いが対照的になるのはなぜか。裁判官はずっと同じところにおられるわけでもなく、人事異動もあるはずなのに、実に不思議です。

収益執行制度自体の問題としましては、第 2 と第 3 の問題が合わせて関係してきます。賃料債権の物上代位は先ほど申しあげましたような様々な問題点があるのに、その問題は立法的に解決されないままで存続することになりました。そうしますと、簡便で債権者に有利な物上代位がもっぱら使われることになって、せっかく新設した収益執行は結局使われずに終わるのではないかと憂慮されたのでした。

それでは、以上の状況を踏まえて 4 の「アンケート結果から見る制度の利用と課題」に入ります。ここはレジュメがあまり詳しくなく、口頭で申し上げる部分がたくさんあります。それは制度の利用度とイメージの話です。まず制度の利用状況について、私が何を見て申し上げるかと言いますと、大阪地裁における収益執行について報告した論文が 2 つあります。判例タイ

ムズ 1205 号の坂本裁判官の報告と、金融法務事情 1803 号の高松みどり裁判官の報告です。また、東京地裁の民事執行センターについては、判例タイムズ 1233 号に角井裁判官、金融法務事情 1801 号に飯塚裁判官が報告を書かれ、さらに不動産競売一般の処理状況について、平成 18 年度分が金融法務事情 1806 号、平成 19 年度分が同誌の 1843 号に報告が掲載されております。東京地裁の民事執行センターでは平成 16 年度は、改正後 9 か月しかないのですが、そこで 15 件、平成 17 年度もやはり 15 件、平成 18 年度は 9 件、収益執行の新たな申し立てがありました。他方、大阪地裁では平成 16 年度が 13 件、平成 17 年度が 22 件、平成 18 年度が 10 件、平成 19 年度分はまだ集計されておらず 2 か月で 4 件となっております。おおむね大阪で 10 件台から 20 件台、東京では 10 数件くらいというところでしょう。法改正以前にも先ほど申しあげたように大阪では、札幌と並んで、抵当権者がわざわざ債務名義を取って強制管理を試みた事例が報告されていますので、東京よりも進取の気風があるのか、収益執行制度の利用率も少し高いようです。とは申しましても、東京地裁の民事執行センターにおいて、競売で売却命令が出ている件数を見ますと、ここ数年は大きく減少する傾向にはありますが、おおむね 3 千件前後、もう少し詳しく申しあげると、3 千数百件から 2 千 8 百件前後もあります。大阪の数字はわかりませんでした。いずれにしても競売件数に比べますと収益執

行は1パーセント以下の数しか申し立てがありません。この数字だけを見ますと収益執行はほとんど役に立っていないかのようにも見えますが、数字のからくりがあります。競売申立てがされる件数のほとんどは、住宅ローン返済が滞った個人住宅として、債務者自身が居住しており、他に貸して収益することが考えられない不動産ですから、競売件数と単純に比較してもそれほど意味はありません。飯塚裁判官の報告では賃料債権に対する物上代位の件数も挙げられていますのでこれは参考になると思いました。東京地裁の民事執行センターで、平成16年が881件、平成17年が523件、平成18年が429件と2年間で半減しています。最盛期には年間1500件くらいあったと言われています。物上代位の件数と比べますと、収益執行はおおむねその2パーセント程度の利用となります。やはり物上代位に比べてもかなり利用件数が少なく、物上代位の方が収益執行より好まれていることが覗われます。これらの数字からしますと、たしかに収益執行は当初期待されていたほど利用されておらず、しかも、利用度自体も近年減っています。しかし、こうした報告をしている裁判官の皆様が共通に指摘されていますとおり、この数字の傾向は、この間の好景気を反映しております。競売申立件数自体が平成10年には7万8538件と8万件近くあり、それ以降も7万件前後で推移していたのですが、平成17年度から大きく減り、平成18年度には5万4920件と、最盛期から30パーセント近く減っています。東京では平成18年の件数はピークの平成10年の件数の半分以下しかありません。収益執行も物上代位も、この競売申立件数に大まかに比例する感じで減少していると思われまます。注目すべきはこの間の売却率、すなわち競売にかけられた物件がどれだけ売れたかを示す数字で、これがここ数年で全然違っています。平成10年ごろの東京地裁では53.1パーセントと、要するに半分程度しか売れなかったのです。その年が最低でして、その後は売却率は大幅に上昇しまして、東京地裁と大阪地裁では平成18年・19年には98パーセントから99パーセントとなっています。つまり、よほど問題のある物件以外はほぼ完売しているということですし、申立てからおおむね9か月以内に80パーセントの物件が売れ、しかも売却価格も人気物件では売却標準価格の2倍以上になっています。アンケート結果から読み取れますように、収益執行は

賃借人把握による賃料からの債権回収という本来予定されていた主たる機能もさることながら、実はスムーズな競売や任意売却のために利用されていると思われまます。現在のように売却率が高く、9か月程度の短期間で競売を申し立てられた抵当目的物件がどんどん売れている時期でさえ、収益執行がある程度利用されていることを重視して評価すべきだと思います。すなわち、暗い話で恐縮ですが、アメリカのバブル崩壊に端を発した不況が進みますと、失われた10年の再来となる気がします。再び競売申立てが増え、しかし売却率が下がって、売却までの期間も長くなることが予想されますので、そうなりますと収益執行の利用は自ら増えるのではないかと思います。

(2)は物上代位との関係です。先ほどの数字が示すとおり、実務は可能であれば物上代位を優先的に利用し、収益執行は、どうしてもそれによる必要がある場合に利用を考えるという形で、機能分担関係が成立していると思ひます。レジュメには、両者の機能分担に結びつく観点をアンケートから拾い出しまして、対照表としてまとめておきました。もちろん手間と費用のかかる収益執行をするだけの効果があがらなければならぬというのが絶対条件であります。目的不動産の規模の点では、実は中小物件についての収益執行の申立ても少なくありません。アンケートにおいても、小規模物件でもだいたい月額50万以上の賃料収入があれば管理コストがまかなえることが多く、実益があるとの指摘がなされています。

では、収益執行が必要な場合とはどのような場合なのかを見てまいりますと、2つパターンがあります。1つは賃借人の入れ替わりの激しい学生マンションのようなケース、もう1つは現実の占有者・使用者がわかりにくい法人名義の賃借物件のケースで、いずれも給付義務者を特定しにくい不動産で、これらが収益執行に向いています。収益執行は競売申立てと併用されるのが、大阪の方で競売申立件数の3分の2くらい、東京の方で4分の3くらいもあり、要するに相当多数です。これは、管理人を置くことによって物件の劣化を防げることに加え、管理人が賃借人の情報を収集することによって賃借人の状況が明らかになる。それによって物件の不明確さに基づく不安要因が解消されるので、結果的に高額迅速な任意売却に繋がる。こう期待されているようで、実際にそのような効果があると

報告されています。これに対して物件の積極的な管理に関しましては、消極的な評価が少なくはありません。曰く、果たして費用を回収できるか疑問である。あるいは収益執行は短い期間で終わるので、管理人に訴訟までは期待できない。もし価格減少行為があったら収益執行よりはむしろ保全処分の方が適切ではないか（とは言いながら保全処分はほとんど使われていないので気になります。これもなぜ使われないのかご存知であれば是非お教えいただきたいところであります）。管理責任を考えると、管理人にあまりたくさんのごことは期待できない。こうした指摘がされているのです。そのため、現在では、収益確保単独での利用ではなく、むしろ、競売・任意売却のための付随的な利用が主流となっております。だいたい3か月に1度まとめて配当を行うようですが、それが3回強行われる8か月から10か月を経過したところで、競売や任意売却ができて取り下げられるのが普通ようです。この事実から見ますと、収益執行独自に長期にわたって行われるのではないかと憂慮された事態は、極めて例外的な場合を除いて、そう心配する必要がないと思います。ただこの傾向は、あくまで売却率が高く売却にかかる時間が短い今日の経済情勢が背景にありますので、不動産不況が再来いたしますと収益執行の本来の重みが増し、期間も長期化することが予想されます。

次に（3）の収益執行に関する改善要望や課題のところに移ります。アンケートに記載されていた改善要望や課題はおおむねレジュメにまとめた4点です。コストの点、とりわけ登録免許税につきましては、そもそもそれ自体が高すぎるという一般的な問題がありまして、それを反映しているだけかと思いますが、これ以上は、私にはコメントできません。2番目の借入人のプライバシー保護というのはどういう趣旨かと申しますと、「収益執行の開始決定に、給付義務の内容として各入居者の賃料が表示されることがあり、賃料の違いが借入人にわかってしまって、無用なトラブルになるケースがある」、というご指摘がありました。ただ、これも東京地裁の実務では給付義務者が特定すれば足りるので賃料はもはや記載しない扱いのようですし、大阪地裁でも高松裁判官が昨年お書きになった説明では改められているように思えます。いずれにしてもこれは実務的な対処で可能な問題で、今すぐにも改めうるし、もう改まっているのではないかと思います。

第3の点が最も重要でありまして、競売と併用される場合には競売事件の現況調査の結果得られた情報を、もちろん厳格な手続きを踏んでおられるようではありますが、管理人として利用することが不可能ではありません。実際、競売担当の執行官が管理の執行官を兼ねることも多いようです。しかし、収益執行を単独で申し立てた場合には執行官が管理人となっても、民事執行法57条の競売の場合の執行官の現況調査権限という強力な権限は、収益執行には準用されておりません。そこで管理人に現況調査権限がないため、給付義務者の特定が困難になっているというのが中心的な問題であります。この点は、収益執行が、競売とは独立した執行方法とされながら、単独では本来の機能を果たしにくい理由であると思います。収益執行自体の需要がもう少し高まってくると、法改正への要望も強まることになると思います。最後にアンケートの中では物上代位制度を廃止する方がすっきりして良いというご指摘もありました。学者の中には抵当権には収益執行も物上代位もおおよそ認めないで、収益は別の担保に取れという道垣内さんのかなり過激な意見もあるのですが、そういう立法論はともかくといたしまして、現在の運営を見ますと、それなりの機能分担関係ができあがっておりまして、とりわけ小規模不動産の場合、大がかりな収益執行は費用倒れに終わりますので、物上代位の全廃は疑問だと感じます。これとの関係でレジュメでは少し前の（2）の末尾にメモ書きしたことでありますが、従来、物上代位の難点として指摘されていた管理費用まで取ってしまうと物件が荒れるという問題について、東京地裁の裁判官が書かれたものを見ますと、管理費用相当額は控除した上で物上代位を認める扱いがされているようですが、大阪については情報がありませんので、大阪がどうなっているのかご存知であればご教示いただきたいと思います。もし、大阪でもそうなっていれば、物上代位の不合理さは多少緩和されていると言えましょう。

Ⅲの抵当不動産上の賃借権の処遇に移ります。まずは短期賃貸借制度について簡単に申しますと、二つの異なる観点からの批判がありました。一方では、短期賃貸借が執行妨害の口実として濫用されていて、抵当権者がこれに対応しようとすると民法旧395条但書の解除請求の手続きを取らなければならない、時間と手間

がかかりました。また物件明細書に短期賃貸借と書かれていても、これが正常なものか濫用的なものかは素人にはなかなかわかりませんから、短期賃貸借が付いているだけで入札を躊躇する傾向がありまして、競売における競争の基盤が崩れ、競売制度の信頼性・実効性が損なわれているという指摘がありました。他方で、短期賃貸借制度は賃借人にとっても必ずしも合理的な保護になっていないという批判がありました。3年以上の長期の建物賃貸借は保護されませんし、土地の賃貸借はそもそも借地借家法で30年以上になっていますから、まったく保護の対象になりませんでした。また、建物賃貸借では、1年、2年という期間の短いものが多いのですが、当時、競売手続が1年以上かかることも多く、競売手続中にだいたい契約更新時期が来ます。差押え後の契約更新は抵当権者に対抗できないとされていました。そうすると、賃借人が保護されるか否かは、いつ契約更新時期が来るのかという偶然の要素に左右されることになりました。さらに仮に買受人に引き受けられた短期賃貸借でも、判例によりますと、買受人の更新拒絶や解約申出の際には短期賃貸借であること自体が正当事由の中で考慮されて、緩やかに正当事由が認められますので、賃貸借契約の存続が十分に保証されていたわけではありません。以上、要するに短期賃貸借制度は賃借人にとっても保護が不十分であり、偶然に左右される不公平な面を持っていて、効用が限られていたのが大きい問題でした。ただ、いくら執行妨害が目立ったといいますが、圧倒的多数、おそらく賃借人の99.9パーセントは正常な賃借人です。かつ、賃借する建物のほとんどは建築資金の融資を受けて建てられており、そのための抵当権が先に設定されていますから、賃貸借は、ほぼ常に、抵当権に遅れる短期賃貸借に当たります。短期賃貸借制度を廃止することは執行妨害対策としては有用かもしれないが、正常な賃借人を害するという副作用が大きすぎるとの指摘があったのです。賃貸借が買受人に引き受けられない結果、賃借人に対する敷金返還債務も建物の新所有者には引き受けられませんので、賃借人は、元の賃借人に敷金を返してくれというしかありませんが、担保を実行されるような賃借人は財産がなくなっているのに、現実には敷金を返してもらえないおそれがあり、他方借家から不意に追い出されると、引越先の家主には新しく敷金を払わなければなりません。

ん。裁判や執行実務では正常な賃貸借と異常なものとは正確に区別できるとも指摘されていまして、短期賃貸借制度の廃止案には最後まで強い反対がありましたし、改正案として様々なものも提言されました。しかし、結局、先ほど申し上げましたように短期賃貸借制度自体の効用が乏しいことが大きな理由となって、最後は政治的決断として廃止に至ったと言って過言ではないと思います。衝撃緩和のために明渡し猶予制度と同意引受け制度が新設されましたが、これは改正内容として触れることにいたします。

次に2の特徴の概要であります。第1は明らかで、短期賃貸借制度の廃止によりまして、抵当権より遅れる賃借権は競売によって消除され、賃借人は退去しなければならないという敷金の返還は元の賃借人にしなければなりません。第2の明渡し猶予期間の新設は、借家人のための衝撃緩和策で、賃借人は買受人の買受時から一律に6か月間明渡しの猶予が認められます。詳しい説明も用意してきましたが、時間の関係で省略します。第3の同意引受け制度はレジュメに掲げてある3つの要件、すなわち①賃貸借の登記をすること、②先順位の抵当権者の全ての同意を得ること、利害関係人がいたらその承諾も得ること、③先順位抵当権者が同意をしたという登記をすること、この3つの要件を満たせば土地の賃貸借でも建物の賃貸借でも、またさらに賃貸借期間の長さを問わず買受人に賃借権が引き受けられます。収益物件では、賃借権が引き受けられる制度も置いておいた方がいいと考えられたからです。ただ、この場合、買受人は賃貸借契約の当事者となり敷金の返還義務を引き継ぐわけですから、買受人の不測の損害を防止する必要から敷金は登記事項とされており。ただ、ついでに申し上げますと、このことはあくまで登記された賃貸借に関しては敷金を登記しないと買受人に対抗できないということでありまして、借地借家法10条や31条のように賃借権の登記以外に対抗要件を備えた賃借権については敷金のみを登記によって公示することはできませんので、敷金返還義務は登記なくしても新賃借人に当然に承継されると思います。最近でも、敷金は一般に登記しないと買受人に返還義務が引き継がれないと書いてある本もありますが、それはおかしいと感じております。

立法当時に考えられた問題点については、時間がな

くなって来ましたので、省略させていただき、いきなりですが、アンケートの結果から見る制度の利用と課題のところに移らせていただきます。

アンケートでは短期貸借制度の廃止の影響につきまして、影響なしとするものが7件、影響ありが2件で、影響がないという回答が多く、変化があるという回答も、立法当初から指摘されていた問題点とほぼ同じことを指摘されていて、具体的な弊害を新たに指摘されているものではありませんでした。唯一、競売の場合には賃借権が消除されるか賃貸借契約が締結し直されるのに対して、任意売却では引き受けられて、敷金返還義務が承継されることになるので、両者の差が大きいという指摘が目されます。

影響がないという回答が多かったことには2つの問題があるように思います。1つは判断材料がまだ十分ないことです。改正法の付則の5条によりますと、2004年の4月1日以前に契約された短期貸借は改正法施行後に更新があったものも含めて、なお旧制度で保護されます。改正後すでに4年半以上経過してはおりますが、まだ旧法適用事例が少なくなく、平成19年度に5万5000件程度あった不動産競売申立てのうちで、いったいどの程度の数の賃借人がどの程度の不利益を受けたのかにつきましては、統計も報告も見当たりません。第2に、これと関連しまして、法制審議会委員の構成にも、影響を受けるはずの賃借人の利益を代表する委員がおらず、我々学者が賃借人の利益を代弁していたのですが、いささか実態を掴みかねるところがありました。アンケート調査をして賃借人の迫力のある生の声を反映させようとするならば、例えば、借家人組合等の団体をも聞き取り調査の対象にするのが良かったのではなかろうかと思えます。

このように短期貸借制度廃止の影響を議論するには、時期的にもなおまだ少々早いうえ、適切な判断材料も不足していると感じますので、残念ながら確かなことは申し上げられません。

すでに予定時間をかなり超過しておりますので、敷金に関することに簡単に触れて、終わりにいたします。任意売却における敷金に関する合意等の話です。任意売却の場合には敷金返還義務は借主が承継するのが原則で、調整が行われるとしても売買契約の買主と売主の間で行われますから抵当権者は関与しないしそもそ

も関与できない、という趣旨のお答えが示されています。任意売却の場合には、敷金返還義務が引き受けられますので、通常は敷金相当額が売却代金から減額されることとなりますが、場合によって賃借人に立退きを求めて更地にするなり、空き家にして使おうという話になりますと、立退きを求める場合の立退料の中に敷金相当額も含めて考慮されるというご指摘がありました。ただし、競売になれば、敷金の返還を受けられないまま立ち退かざるを得ない賃借人ですから、その交渉カードはきわめて弱い、というご指摘はなるほどだと思います。売買代金額が、手間暇かかる競売をする場合の想定競売代金と比べて有利かどうかで、抵当権者が任意売却に同意するか否かを決める、という構造になっております。ただ後順位抵当権者等の利害関係人がたくさんおられますと、こういう者に対しても登記抹消協力料のようなものを払う必要が現実には生じる可能性がありますから、任意売却も意外と高コストになることが想像されます。

アンケートの質問項目と順序が逆ですが、賃料不払いと敷金充当という賃借人の対抗策の評価に触れさせていただきますと、意見が6対8と分かれておまして、やや消極評価が多いことに私自身は驚きを感じています。批判的な意見はレジュメに書き出したことを理由として挙げておられますけれども、私にはどうもそれほど説得力があるようには思えません。後順位債権者が賃借人となって貸金を敷金に振り替える手口で執行妨害がされることになりかねないというご指摘がありますが、賃借権はこの場合にも承継されないもので、競売価格はそもそも減価されないはずで、抵当権者や買受人を害することはありません。おそらく複雑化する競売手続きの遷延も、憂慮されているような形では生じないと思います。また、物上代位や収益執行を妨害するような低廉な賃料額の合意があれば、それは価格減少行為として保全処分で排除したり、抵当権に基づく妨害排除も可能です。さらに敷金充当においても相殺禁止との均衡を考えるべきだというご指摘はなるほどとは思いますが、そもそも平成13年判決が抵当権の登記と反対債権の発生の前後を基準にするという射程の広い一般論を述べて、敷金相当額の合意相殺さえも物上代位に対抗できないとしたこと自体に問題があり、敷金充当の優位を認めた平成14年判決との関係で、再検討を要するのではないかと私は考えて

おります。そもそも賃借人が出て行くことで、賃貸物件としての価格が低下するという事態はたしかに起こりますが、その結果は、賃貸物件であることを前提として物件評価したはずの抵当権者が競売によって賃借人を追い出すことを前提とする強い交渉カードをもって、賃借人に不利な条件の再契約を迫るために生じるので、いわば自業自得とも言えます。一番気になる批判は、賃借人の法的知識の程度によって差が生じ、知識に乏しい正直な賃借人に限って敷金が保護されることを知らずに賃料を払い続け、結局保護が受けられないことがあり得るというものです。この批判はなかなか心にグサッと突き刺さります。ただ、法的知識が不足すると不利益を受ける可能性が高いというのは、この場面に限らず様々な場面で起こることです。それを理由に逆に知識豊富な賃借人から唯一の交渉カードを取り上げてしまうのは、賃借人間では平等になっても、抵当権者との関係ではますます不均衡を拡大することになり、にわかに賛成できません。

競売における限定的な承継という立法論についてはどう評価するかという質問に対しては、7対7と評価が意外と拮抗しております。敷金慣行の地域格差があつて、なかなかルール化しにくいというご指摘もわかりますが、逆にいうとむしろ立法によって標準化を図るのも選択肢としてはありえますので、これは決定的な批判ではないと思います。これに対して、執行妨害の温床になるとか、複雑化による競売手続きの遷延というご批判は、賃借権が承継されない現在の制度では成り立たない批判であると申し上げましたが、この立法論のように限定的とはいえ賃借権が承継され、買受人が敷金返還義務を負うことになると、ある程度妥当することになると思います。それよりもむしろより強力なご批判は、賃貸借契約が競売によって基本的には消除されるとしながら敷金返還義務だけを引き受けさせるのは、理論的に無理があるというものです。この批判を理論的に克服するのは容易ではなく、私自身もこの立法論は無理ではないかと感じております。その他の方策につきましても、A弁護士事務所が周到なご検討をしておられるとおり、いずれも難点があり採用するのは難しいというご指摘のとおりだと思います。

最後に4-3の同意引受制度の利用可能性について

ふれます。これは先ほど飛ばしたところですが、立法当時から危惧されていたとおり、抵当権者にどれだけメリットがあるのかが問題です。抵当目的建物に住んでいるのが優良な賃借人だったら住み続けさせて、合意ベースで解決するから問題がない。あえて賃借権の引受けを同意してしまうと、同意後の法律関係に不安があるので利用できない。こういう趣旨の回答が多く、否定的評価が4対10と相当多いですが、これは予想どおりです。肯定的な評価を示した4つの回答には残念ながら具体的な展望や理由が示されておりませんので、やはり同意引受制度の活用はなかなか難しいとの感想を持ちます。ただ大規模の賃貸住宅の開発を抵当権者と業者が最初から組み、信頼の置ける管理業者を入れて、プロジェクトとして行う場合には、使える選択肢ではないかと考えております。こうした実践的な例が出てきて、少しずつ不安が解消されていかないと、同意引受制度は、当面は、象徴的な意味しかないと言わざるを得ません。

予定時間をかなり超過してしまいましたので、以上で私のお話を終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

高橋： どうもありがとうございました。それでは引き続きまして第2講演「動産・債権譲渡特例法制と流動資産担保融資保証制度について」ということで、全国信用保証協会連合会業務部法務課課長代理であられる六信勝司さん、それから大阪市信用保証協会企画室企画課上席審査役であられる戸梶英樹さん、お二人にご講演をお願いしたいと思います。それでは六信さん、お願いいたします。

六信： 全国信用保証協会連合会の六信と申します、よろしく申し上げます。本日は「動産・債権譲渡特例法制と流動資産担保融資保証制度について」という



六信 勝司氏
全国信用保証協会連合会
業務部法務課課長代理

テーマでお話させていただきます。まず30分ほどお時間をいただきまして、制度の概要を紹介し、若干の問題提起をした後で、戸梶さんに譲りたいと考えております。

それでは早速レジュメに従いまして、始めさせていただきます。まず、売掛債権担保融資保証制度創設の経緯ですが、流動資産担保融資保証制度は前身が売掛債権担保融資保証制度という名称でございまして、売掛債権のみを担保にするということでスタートしております。創設のきっかけとなりましたのが平成13年3月に経済産業省が取りまとめた中小企業債権流動化研究会の報告書、この中で売掛債権担保融資について公的保証をつけたらどうだろうという提言がございました。実はこの報告書の中では、他にもファクタリングに公的保証をつけるという提案もあったのですが、まずは取り組みやすいものからということで、担保融資について取り組むことになりました。検討の体制としましては、平成13年9月に全国信用保証協会連合会の中に売掛債権担保融資保証制度研究会を設置し、検討を始めました。座長は慶應義塾大学の池田先生にご就任いただいて、わずか3ヶ月の間に精力的に研究を行いました。9月に研究会が始まって、12月にはもう制度スタートということであり、突貫工事で作りこんだということでございます。これは、中小企業庁より年末の金融対策に間に合うようにとの指示があったためです。その結果、中小企業者の利用する売掛債権を活用した金融手法を普及させるため、平成13年12月中小企業信用保険法の一部改正によって、売掛債権担保融資保証制度が創設されました。この中小企業信用保険法というのは、信用保証協会の保証はほぼ全ての国の信用保険に付されていまして、その国の信用保険関係を規律した法律であります。この中に売掛金債権担保保険という、この制度専用の保険を創設いたしまして、法改正により制度が創設されたというわけです。

制度スタート当初は保証限度額が1億円、保証割合は90パーセントでした。90パーセントですので1億円を90パーセントで割り返すと、1億1千百万円となりますが、この金額が極度額の上限となっております。この制度は手形貸付の返済期日と売掛債権の入金期日とを合わせることによって、売掛金を元に返済してもらう方法、いわゆる引当方式を採用しております。これを採用するに至った経緯は、当時はまだ売掛債権担保融資が普及しておらないという状況でございまして、特に銀行関係の実務家からは堅めに作りこむ必要があると、回収を確実にするために、そのような方策を検討する必要があるという強い提言がござい

まして、これを採用するに至りました。ですから個々の売掛債権を引当てにしつつ、その返済期日にご返済いただくというような仕組みで作ったわけでございます。

このように堅めに作りこんだ結果、現場やお客さまから様々な不満の声が上がりました。書類が多いとか利便性が悪いといったような声がありまして、約6年間の間に合計5回の改善を実施しております。その改善の中身としましては、中小企業の皆様から売掛債権の残高を記入した譲渡担保債権報告書というものを毎月ご提出いただいていたわけですが、これを任意にしたほか、売掛債権のエビデンスの緩和、これは引当てにする際に、納品書と発注書といった売掛債権のエビデンスを徴求しており、これは必ず第三債務者が作成したものということを要件にしておったわけですが、債務者が作成したもの、つまり請求書などでもかまわないという形に緩和しております。あとは売掛債権の掛目を引き上げる等の改善を行っております。

そのような様々な改善を行った後、ついに売掛債権に加えて、棚卸資産を担保にすることができるというような法改正がされることになりました。つまりABLの実施に至ったわけでございます。これも昨年の8月、先ほどご紹介いたしました中小企業信用保険法の一部改正によって売掛金債権担保保険が流動資産担保保険に拡充されております。売掛債権に加えて、棚卸資産を担保にすることができるという改正のほか、先ほどの1億円が倍の2億円になっております。ただその代わり保証割合は10パーセント下がりがまして、80パーセントになっております。これは昨年10月から責任共有制度というのが始まっていまして、これまで保証協会の保証は一般的には100パーセント保証だったわけですが、これが原則80パーセント保証になっております。金融機関と共に責任を負担するという趣旨からこのような制度が実施されております。これを昨年の10月ではなくて、若干先行して8月から8割保証ということでスタートしています。この制度では先ほどご紹介いたしました引当方式というのを廃止しております。その代わりに当座貸越方式、つまり極度額を設けまして自由にその枠の中で反復継続的に借入れを行うことができるという方式になっております。引当方式の場合は売掛債権が発生しなければ、実際に融資を受けられないとか、あるいはその都度エビデンスを

出さなければいけないといった、利便性が悪いという声がございます、とうとうこのような方式を採用するに至ったということでございます。

この制度では、流動資産が担保の対象となります。法律上、「流動資産」と定義されているのですが、これには棚卸資産と売掛債権の2つがあります。このうち、「棚卸資産」は決算書に載っているもの、かつ動産譲渡登記ができるものという解釈になっております。つまり、対抗要件の種類を登記に限定しているということでございます。登録済中古自動車もいわゆる「棚卸資産」には該当するのですが、登録済中古自動車であれば動産譲渡登記が使えないということもあり、また仮に担保に取るとすれば一台一台登録しなければいけないということで、実務上到底対応できないため、これは対象外としております。それから不動産業における不動産。これもいわゆる「棚卸資産」になりますが、これを取ってしまうと制度の趣旨に悖るということになりますのでこれは対象外としております。それから機械設備、車両運搬具といった固定資産は「棚卸資産」ではないため対象外となります。

売掛債権の定義については、従来と同様の解釈でございます。なお、物品使用料としての性格を有するものは除外されますので、賃料債権、あるいはリース債権といったものは基本的には対象外となります。ただファイナンスリース債権については事実上割賦販売代金債権と同様の性格を有していますので対象になっています。

以上が流動資産の定義ですが、制度検討に当たっては普通預金についても担保の対象にすべきではないかという議論がございました。ABLの実務では実際に普通預金担保を取られているという例はあったのですが、法律的にも議論が尽くされていない分野であったため、法制化できなかつたようでございます。従いまして本制度では普通預金債権を担保に取ることとはできないということになっております。

本制度における流動資産譲渡の対抗要件ですけれども、棚卸資産に関しては登記に限るということになっております。ただ登記に重ねてする場合に限って「占有改定」又は「指図による占有移転」が可能としております。これは登記に手続上の不備があった場合に対抗要件が有効になるようにと、補完的な対抗要件という位置付けにしております。

動産の特定方法に留意する必要があると書いてありますが、これは先日東京法務局の方とお話しする機会があったのですが、実際に保証協会が債権者となって登記されているものの中に無効となっている可能性のあるものがあるというご指摘がありました。具体的にはおっしゃっていただけなかったのですが、おそらく包括担保のようなかたちで登記されているものだろうと思われまふ。この制度では保管場所と物の種類でもって動産を特定するという仕組みになっているわけですが、種類の限定が不十分だったということだと推測しております。売掛債権につきましては通知、承諾、登記、いずれも可能ということになっています。ただ個別保証につきましては、回収を確実にしなければいけないということで登記は外している、つまり通知又は承諾に限っております。また、債権譲渡登記にあたり、「譲渡債権の表示」を誤ったために対抗力が否定された判例がでておりますので、譲渡債権の表示を間違えないように留意する必要があると考えております。

続きまして、流動資産の評価です。何を基準に評価をするかということですが、まず棚卸資産の場合は直近の簿価によるということになっています。評価の方法としてはいろいろ考えられるところではありますが、一般的に評価会社の評価もありますが、これを使うとかなりコストがかかります。この制度は中小企業の方が対象になりますので、そういったコストがかかるものを使うと中小企業の皆様のご負担になってしまうということで、基本的に簿価ベースで判断するというようにしております。ただ、季節性のある業種の場合はピーク残高でも可能としており、これに原則として30パーセントの掛目を掛けたものが極度額の上限金額になります。ただ、評価会社の評価をあえて使っている場合には信頼度が高くなりますので、これを70パーセントまで引き上げることが可能としております。実際に70パーセントまで引き上げた実例は今まで1件だけ発生しております。次に売掛債権の評価ですけれども、これも客観的な指標を使いまして、過去一年間の平均月商×平均サイトとしております。季節性がある場合には高くすることが出来るというのは先ほどと同様でございます。それから掛目ですけれども、これは一律ではありません。第三債務者の信用区分、それから対抗要件の種類に応じ



て70パーセントから100パーセントといった掛目を掛けております。100パーセントが適用される場合というのは、第三債務者が官公庁であったり、上場有配企業であったりと信用力のかなり高いもの、かつ対抗要件が異議なき承諾のものということになります。これは対抗要件の種類に応じて掛目が変わることを意味しておりますが、異議をとどめない承諾、通知、登記、この順番で掛目が低くなるということでございます。こういった評価をしたものが当座貸越の極度額の上限になるということです。

続いて譲渡担保権設定時の留意事項ですが、この制度では先行譲渡が無いかどうか必ず確認するという事になっていまして、事前にお客様の概要記録事項証明書、つまり「無いこと証明」というのを取っていただきまして、前に動産譲渡登記、あるいは債権譲渡登記が発生していないことを確認することとしております。さらに専用書式によって先行譲渡が無いという表明をしていただくことになっております。さらに棚卸資産の場合には担保設定の前に銀行員の方に現地に行ってください、実際に目で見ていただくこととしております。一般的には占有改定がなされていても客観的にはそれがわからないわけですが、明認方法などが施されていないかどうか、一応チェックするという事にしてあります。それから売掛債権と棚卸資産は保証協会と金融機関の（準）共有、売掛債権の場合は準共有、棚卸資産の場合には共有ということでございます。こ

れは部分保証ということもございまして、譲渡登記制度においては一般の不動産登記とは違いまして、移転登記のようなものが手続上ありません。ですから始めから2者を譲受人として（準）共有の形で登記するという事にしてあります。その登記にあたっては譲受人の1人目に必ず信用保証協会を記載することとしてあります。これによってどういうことになるかといいますと、譲渡登記の中に譲受人が記載されることになるのですが、譲受人が「信用保証協会他1名」という風に記載されます。つまり、銀行は表示されないこととなります。これにより、この制度を使っているんだということが間接的に表示されることとなりますので、風評被害が防止されることにも繋がるものと考えております。

続いて債権譲渡禁止特約の確認方法ですが、これも専用書式によって取引基本契約書の有無、つまり売買取引の契約書の有無。それからその契約の中に債権譲渡禁止特約があるかないか、これを申告していただくことになっております。なぜこのような確認をするかと言いますと、債権譲渡禁止特約の存在について債権者に重過失があると、この特約を対抗されてしまうからです。この重過失の有無について争われた判例が最近出ておりますので、ご紹介させていただきます。まず大阪高裁平成16年2月6日判決。これは保証協会が当事者になった判決ではありませんが、この裁判例では金融機関担当者が、登記をすれば債権譲渡特約

を対抗されないと誤解しており、また司法書士に特約の有無を確認した方がいいよと言われているにもかかわらず、それをチェックしなかったという事実がありまして、結局重過失が認定されております。次に大阪地裁平成17年11月30日判決。これは、実はこの制度の前身の売掛債権担保融資保証制度の実例であります。これは保証協会が当事者になっている判例です。この判例では、先ほどご紹介いたしました取引契約書の有無欄、それから譲渡禁止特約の有無欄がいずれも「なし」と申告されていたという事実関係がありました。これにより、保証協会に重過失はないと判断されております。

次にモニタリングについてご紹介いたします。この制度の期中管理において、金融機関に行っていただくモニタリングは3種類ございます。まず1つ目、回収口座への入金チェック。これは月に1回以上。2つ目、譲渡担保流動資産の報告書の提出。これは3ヶ月に1回以上。最後に棚卸資産確認のための立ち入り調査。これは年1回以上。この3種類のモニタリングは必ずやっていただくということにしています。

それでは各モニタリングについて詳細に見てまいります。まず、回収口座への入金チェックです。先ほどご紹介しました売掛債権担保融資保証制度では、返済専用口座というのを使いまして、第三債務者からその返済専用口座の中に売掛金を直接入金していただく。もしくは従来から使っている債務者の取引口座に入金された売掛金を債務者ご自身で返済専用口座に移し変えていただく、こういった手続きを取っておったわけです。そのようにすると回収は確実になるというメリットはありますが、第三債務者に振込口座を変えていただくとか、債務者に売掛金を移し変えていただくのはいずれも面倒で制度利用上の障害になっているというような指摘がありました。そこで、本制度では振込口座を変えないで、従来の取引口座をそのまま活用するというようにしております。売掛金や棚卸資産の売却代金の入金状況について、金融機関に月1でチェックしていただきます。他行口座の場合もございますので、その場合は預金通帳の写しを取っていただいてチェックをするということにしています。

次に譲渡担保流動資産報告書の徴求ですが、これは3ヶ月に1回以上売掛債権の残高、及び棚卸資産の残高を記載していただいて、御申告いただくというもの

です。これにより金融機関は、担保の状況に大幅な変動がないかどうか確認します。

次に年1回以上の立ち入り調査です。年1回以上金融機関の方に必ず現場に赴いていただいて、在庫があるかどうか確認していただきます。これは目視による大まかな確認ということになります。棚卸しまでやっていただくという趣旨ではありません。加えて、棚卸資産が他の場所に移動していないか、不良在庫が増えているか、こういった点を見ていただきます。保管場所が移動していれば対抗力が失われると解されますので、この場合は改めて登記をしていただくということになります。こういったモニタリングによって異状を把握した時には回収口座の出金停止、あるいは新規貸出の停止というような措置を取ることになります。

続きまして、第三債務者あての通知です。これは債権譲渡に限った話になりますが、債権譲渡登記をした後、債権保全が必要となった場合には、動産債権譲渡特例法に基づく通知を第三債務者宛に発送することになります。本制度では売掛金の回収について債務者に取立委任をすることになりますので、つまり第三債務者から売掛金を債務者の取引口座に振り込んでいただくことにしていますので、債権保全が必要となった場合には、この取立委任を解除することが必要になります。これを解除することによって、金融機関の別段預金口座により直接回収を行うことになります。つまり、第三債務者から金融機関宛に直接入金をしていただくということでございます。

続きまして棚卸資産の処分です。債権回収が困難となった場合には、最終的には棚卸資産を処分するということになるわけですが、処分を行うのは原則として代位弁済前としております。この処分ということになりますと、事業の継続性に関わってきますので、このタイミングは慎重に判断しなければなりません。債務者が再建型法的整理手続の申立を行った場合には、事業の継続が前提になりますので、代位弁済前に必ず処分しなければならないということではありません。処分の方法ですが、原則的にはお客様自身が持っている従来の販路を活用するのが一番の有効な手段になると想定しております。その販路の活用ができなければ専門事業者等に依頼するということも考えなければいけないことになります。金融機関が棚卸資産の処分を行った場合、本制度では処分費用は処分による回収額

から優先控除することが出来ることとなっています。しかしながら、処分費用が回収額を上回ってしまうというケースが想定されます。そのような場合には、金融機関又は保証協会が譲渡担保権を行使しないという意思表示をすることによって、棚卸資産の所有権が債務者に復帰的に移転するという条項を譲渡担保契約の中で手当てしております。つまり、費用倒れに終わるような場合には、「いません」と意思表示することによって、お客様にお返しするということです。

続きまして、回金義務についてお話しします。この制度は部分保証ですので、代位弁済後に担保となっています。売掛債権もしくは棚卸資産の処分代金から回収があった場合には、そのうち8割ないし2割の金額を金融機関と保証協会が相互に回金することにしています。つまり、金融機関が回収した場合には8割のお金を保証協会に回し、保証協会が回収した場合には2割のお金を金融機関に回すこととしております。それでは、残りの時間で本制度の運用上の問題点を3つほどご紹介いたします。

まず一つ目ですが、公共工事にかかる工事請負代金債権の取扱いでございます。この取扱いにつきましては国土交通省から通達が出ておまして、画一的な制限がかけられているという実態があります。どういふものかといいますと、対抗要件として必ずといっていいほど異議を留めた承諾が出てくるんですが、「譲渡される債権の額は契約金額から工事請負契約より発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする」という異議が付されることとなります。その内容が言わんとするところは、地方自治体が将来譲渡人に対して損害賠償請求権を取得したときには工事請負代金債権と相殺をしますと、そういう意味であると思われます。ただこういった異議が法律的に有効なものかどうかはやや疑義があるところではありますが、保証協会としましては異議として出された以上、そういったリスクを一応勘案せざるをえないということになります。しかし、そのリスクが将来いくら現実発生するかわからないため、その算定が非常に難しく、工事請負代金債権についてはなかなか取り組みづらいという状況にあります。

それから二つ目ですが、売掛債権のエビデンスの偽造です。引当方式を採用していた時は必ず引当てに

する売掛債権のエビデンスを確認していたのですが、その時でさえエビデンスの偽造が散見されておりました。取引先と共謀して偽造されたというものも実際にございます。ある程度は仕方ないわけですが、流動資産担保融資保証制度になってからは、引当方式を廃止しており、個々のエビデンスの確認はしていないため、さらにそういったものが増えるのではないかと危惧しております。

三つ目ですが、処分方法でございます。この制度では幸いにして処分の実例がまだ発生しておりませんが、処分の方法が確立されていません。先ほどご紹介しましたとおり、債務者に復帰的に所有権が移転するというような方式も残していますが、それはいざという時の対応策であって、一義的には売り先を見つける必要があります。ABL協会などでも一部取り組みつつあるという話は聴きますが、早期に手法が確立されることが望まれます。

最後にこの制度の実績をご紹介いたします。昨年の8月から始まっておりますが、今年の10月までに約400件出ております。これは売掛債権のみを取ったものを除いております。動産のみ、あるいは動産と売掛債権の双方を徴求した実績が約400件発生しているということです。極度額の累計にして約220億。ですから1件あたり約5千万円、すでに取り扱っております。それでは時間がまいりましたので戸梶さんに譲りたいと思います。

戸梶： 大阪市信用保証協会の戸梶と申します。私のほうからは当協会における流動資産担保融資保証制度の取り扱いについてご説明させていただきます。レジュメの方ですが、まずこ



戸梶 英樹氏
大阪市信用保証協会
企画室企画課上席審査役

の制度が出来た時に当協会の方から金融機関にご説明のために情報発信をさせていただいた資料から、少し形を変えて、今回のレジュメに載せさせていただいています。[レジュメP1] そもそも当協会としましては基本的な考え方として、本制度は債務者の中小企業が持つ流動資産、商取引のシステムの中で形を変えていく資産を効率的に担保化していくための保証制度が作られたという説明をまずさせていた

だいています。ですから不動産に代わる担保として動産を考えていくということではなくて、新たな資金調達の手法なんだという説明をしておりました。というのはその下の特徴のところにも書いてあるとおりで、中小企業の方の事業のライフサイクルの中で発生する棚卸資産であったり、売掛債権といったようなものを担保にすることによって中小企業者と金融機関間の情報の非対称性を解消していきたいというのが特徴になってます。従いまして、中小企業の方をよく金融機関に理解していただくための保証制度という位置づけでご説明をさせていただきました。ただし、そのためには中小企業の事業内容を理解していただくための手法を決めないとということで、先ほど六信さんの方からご説明いただいたモニタリングの制度を新たに設けて、金融機関にも一部義務的なものを付与し、中小企業が自社の説明を十分にさせていただくということにしてこの制度の取り扱いが始まっております。

[レジュメ P 2] 下の方の図を見ていただきたいんですが、いわゆる資金があれば、その資金を使って、仕入れをします。そして製造業であれば、それを加工し商品化する、小売店や卸売りの企業であればそれを在庫商品として販売していきますが、その商品等を担保とします。これが先ほどご説明があったとおり、法改正がされて去年の8月から流動資産を担保に取れるようになりました。その販売代金が売掛債権になる、直接振り込まれるとか、現金で貰うとかでの形のお金に変わる部分があるんですが、そのうち売掛債権については従前から担保としてきたところなんです。その売掛債権が回収されると、通常であれば金融機関に振り込まれて、金融機関の預金口座に入ってくる。預金部分については今回は担保としていないということになっております。この事業のライフサイクル全体を担保とするということもあり、当協会では基本的に売掛債権のみの場合は従前から保証制度としてありましたから、当然認めておるところなんですけど、動産のみを担保とすることはあまりしておりません。ただしそうしていくと、小売業の方は売掛債権が発生せずにそのまま現金化になったりとか、小切手を預けられたりという場合がありますので、そのような方がこの制度の対象外となるということはあるので、そういう業態により必要に応じて動産のみを担保とするというケースも認めているところでもあります。当協

会では今のところ実績として4件、動産を含めた担保をさせていただいていますが、うち3件が卸売業だったものですから動産と売掛債権をセットで担保、3件中2件までは内容確認していましたが、その2件のどちらか、売掛債権、動産とも対抗要件は登記を使って担保としています。それから1件が保証の審査中なんですけど、おそらく受けさせてもらえるかなと思っっているんですが、宝飾関係の小売業の方です。こちらの方は小売ということで売掛債権がほとんど発生しないものですから、動産のみを担保とし、登記のみしか対抗要件を認めておりませんので、登記を使って対抗要件を具備するという形を予定しております。先ほどの説明の中でありました、評価会社との連携というところなんですけど、今のところ確固たる信頼関係というものがないものですから、当協会ではそういう業者との提携が出来ていないというところでもあります。

[レジュメ P 3] 活用されている事例は先ほど申し上げた通りなんですけど、中小企業の企業体の規模別に見ると、主に小零細企業の方は1件1件の売掛債権を個別に担保にされる方が多いございます。というのは少し長いお仕事をされたりとか、ちょっとお金に困ったという時に、気軽にこちらの制度をお使いいただいているのかなと思います。ですから昨今、金融機関の方で手形の割引なんかも厳しかったりしますので、手形を金融機関に預けられて、それを担保として利用されるようなケースについてもこちらの制度ではご用意させていただいております。それから少し規模が上がりますと、中小規模の企業になってくると根保証の形で、それでも売掛債権のみを担保としているようなケースが多いのかなと。若干規模が大きくなってくると得意先との関係で出来れば承諾を得たくないとか、通知を送りたくないというのがあって、そういう業者は主にどちらかという登記の制度を使って、売掛債権を担保にされるケースの方が多いと思います。それから中規模程度の企業ということになると、これはまだこれからずっと見ていかないと分からないことだと思うんですが、中規模企業は我々にとっては非常に大きな規模です。保証協会を利用していただける企業というのは中小企業といってもかなり格差があるところでもありますので、どちらかという我々にとってはとても大きな企業が、最終的に動産と売掛債権をセットで保証制度を使われることが多いかと思われま



ういう企業には根保証ですから、当座貸越でのご利用になるというところであります。

それから流動資産担保融資を使っていく上での課題として、いろんな声が聞こえていますので、金融機関、中小企業者、協会の3者に分けて、そちらの内容を少し説明させていただけたらと思います。

〔レジュメP4〕まず金融機関さんのお声としましては、先ほど申し上げたとおり、中小企業が取引相手に知られたくないということで対抗要件は登記を使うということが多いのですが、その登記制度が東京でのみ申請が出来るという形なので、気軽に大阪で相談できる所がない。しかも司法書士の方も保証協会付融資で突然金融機関から相談が来ると、頻繁にあるものでないので、どうしてもなじみがなく使いにくいというお声がひとつあります。それから動産につきましては変更登記が認められないので、間違った登記をすると前の登記を抹消して、新たに登記し直さなければいけない。これは金融機関にとってひとつのリスクであるというお声がひとつ上がっております。それから先ほどの説明で、無効になるかもしれないようなお話が出ているというように、動産の種類の特定期間の表現が難しい。最終的に保証協会これ間違いありませんかというご連絡をいただいたりすることもよくあるんですけど、実際我々もそこまで自信がないんです、司法書士とゆっくり相談していただいて、法務局にも確認しながらやっていきたいと思いますというふうなお答えしかで

きないのが現状です。

続きまして金融機関にとって頭が痛いといわれているのがモニタリングです。昨今金融機関さんも合理化を図らなければいけないといわれている中で、金融機関がモニタリングを中小企業との間でしないといけない。これは手間がかかるし、コストもかかるということで、ここに書いてある4つくらいのことを常に言われて、保証協会の方でも活用していただきたいのですが、なかなかご活用いただけない。要はめんどくさいし、コストがかかる、それは我々金融機関も言うし企業も言うというふうなところが今のお声かなという風に思っています。

それから動産の評価ですが、実際に金融機関にとっては、適格担保ということで金融機関の検査マニュアルの中で認められている担保として一定の評価をしてもらわないと引当金を削減する効果が無いという中で、今のところ動産の評価についてそういう手法が確立されていないというのが致命的である。要するに無担保と同じような扱いをしないとイケないため、金融機関にとってはコストを掛ける意味があまりないというふうな発言があります。それからあとは動産の管理と処分というところで、あっという間の倒産の事例は実際にありますので、その際に金融機関も責任を取らないといけない部分とか、回収が出来ると思ってたのに出来なかったらどうしようというふうな不安はずっと付き纏うということで、金融機関としたらなかなか

利用に踏み込めないというようなお声が上がっているというところ です。

[レジュメ P 5] 次に中小企業者さんのお声ですが、実際に我々の方も中小企業の方のところまで行って、この件どうですかとセールスをするような組織でもないものですから、金融機関を通して聞いているお声とすれば、もともと売掛債権担保融資保証制度であった頃につきましては、第三債務者に対してのいろいろな手続をしないとイケないというのは嫌だということで、通知を送られるのも嫌だし、送るのも嫌だし、承諾を得てくる、はんこを得てくるということにも抵抗があるというようなことを言われる方が多かったと聞いています。規模の大きなところになってくると、登記の制度を使って根保証を使われるというようなケースが実際多かったのはこのあたりのこともあるのかなと思っています。それから動産を担保とした場合、[レジュメ 5 では] 真ん中のところになるのですが、モニタリングというのがなかなかじめない。金融機関と話をするのはしたいんだけど、中身を全て説明することはできればしたくないとか、言われることは分かるんだけど、資料を作るというのは朝から晩まで働いている我々に求められると少し辛いというようなお声は実際にあるのかなというところ です。それから [レジュメ 5 の] 一番右端になるんですが、中小企業の方はなかなかきっちり自分のところの財務を把握されていることはなくて、いわゆる表現は悪いですけど、どんぶり勘定になりがちなのが実際のところだと思います。そんな中で棚卸資産を、実際に毎月管理出来る企業がどれくらいあるのか、年に 1 回最後に決算書を作るためにしないとイケないから数を勘定するんだという企業が大半かなと思うので、[レジュメでは] 一番最後のところに小・零細企業には不向きってということでクエッションマークをつけているんですけども、現場をやっておる人間の感覚としてはそういうこともあるのかもしれないという風に思っております。この中に企業の方がおられたら申し訳ありません。我々がそういう風に思っているというだけなので、皆さんが実際にそうだとは言っているわけじゃないので、その辺はご容赦いただけたらと思います。

[レジュメ P 6] それから一番最後、保証協会は どう思っているのかというと、保証協会もなかなか踏み込めないというのが実際のところ です。売掛債権担保

融資についてはかなり期間を経てきましたので、問題はほぼ過去の改正の中で解消されてきたのかなと思っています。ただ先ほどの説明にもあったとおり譲渡禁止特約の解除についてまだ十分出来ていないという事例が見受けられるのも実際のところかと思っています。それから架空の売掛債権というのが、実際に協会が見ている中でも起こっているのかなと思っています。それから動産につきましては評価・管理・処分ということで、3 つに分けているのですが、評価に関してはなかなか保証協会が今までやってきた仕事からすると経験がないというところもあって、これについては保証協会にとってノウハウもないし、金融機関にそのノウハウが十分にあるのかというところでもないかなということで、事例として当協会が 4 件しかないというように実際に前に進んでないのも、ひとつのネックになっているかなと思います。ただここに来てそういう評価会社というか、「使命感を持って自分たちがそういうことをやっております、処分のビジネスマッチングを含めてやります」というように自社をご紹介されるような企業も現れてきていますが、協会として提携にまで至っていないのも事実です。それから動産の管理ということで金融機関任せになっているモニタリングを協会にご報告いただいて、それを十分に把握できるのかなということで、当協会が 4 件取組ませていただいたうちの一番最初の案件というのが、今年の 1 月だったものですから、来年の 1 月にはそれを見ながら企画課としては慌てふためかなければいけないのかなという状況になると思っています。

また、管理については ABL 協会の方から、経済産業省のホームページで ABL ガイドラインの公表がされておりました、借り手の方も一定のことをやっていただかなければいけないけれど、過度に負担にならないようにしなさいと言われておりますし、事業の邪魔にならないよう十分に配慮しなさいというようなことが書かれていまして、片方では締め付けられてるのかなという状況にあるというところ です。動産の処分の方については、言い訳がましくなりますが、なかなか保証協会がやるのが難しいということで金融機関にある種お願いということになります。ただ、保証協会の公的な使命というのがありますので、正直なかなか思い切ったことができるのかなと思います。夜逃げ同様の状況になったときに物をなんとか押さえて売

るといようなことがあったとしても、期中の管理の中で売却に持っていけるような活動がどこまで出来るのか不透明なところがあるのかなど。貸付者の優位的な地位の濫用がないようにということもあるし、中小企業育成という部分からどこまでやらせてもらえるのかというのがこれからの課題になってきます。それ以上に市場の確立であったりとか、そういう業者との連携というのは非常に重要なところになるのかなと思います。ABL協会では、そのあたりもやっていただけると聞いておりますので、その組織の活動が活発になればという風に思っているところです。私の方からの説明は以上で終わらせていただきます。

高橋： どうもありがとうございました。まず松岡先生への質問に対してお答えいただいて、その次に信用保証協会の六信さんと戸梶さんへのご質問にお答えいただくという手順でいきたいと思っております。それではよろしく申し上げます。

小柿： ここからは私、大阪市立大学大学院法学研究科准教授の小柿が担当させていただきます。私の主たる専門分野は、商法の中でも会社法でありまして、最近では商取引法の方までなかなか手が回らず、進行役として必ずしも相応しくないかもしれませんが、法学部の担当委員として、進行させていただきたいと思っております。



小柿 徳武氏
大阪市立大学大学院
法学研究科准教授

それではまず、松岡先生に対する質問から答えさせていただきたいと思っております。2点いただいておりますが、2番目の質問は趣旨が明確なのですが、1問目については、若干趣旨が不明確な点もありますので、必要があれば質問者の方から直接聞いていただければと思います。

松岡： 広島大学の鳥谷部先生から、2点ご質問をいただいております。1点目と2点目の順を入れ替えてご紹介いたします。

2点目の方は、敷金の不承継についてとありまして、不動産の所有者と抵当権者の融資の問題なのに、

この融資と関係ない貸借人が不利益を受けるのは合理的かというご質問です。これはまさに根本問題であります。最初から賃貸物件であった場合には、私も非常に問題性を感じておりますが、従来考えられてきたのは、不動産の所有者と抵当権者の融資が先にあり、自己使用物件として所有者が占有・利用することを前提に抵当権者が担保評価をしていたところ、所有者が第三者に賃貸した、という事例ではないでしょうか。被担保債権が弁済されないので、抵当権者が抵当権を実行して競売にかけた場合、所有者は買受人が現れるまでは占有・使用を続けて良いのですが、買受人には直ちに引き渡さなければなりません。ところが改正前のように短期賃貸借が結ばれますと、買受人は、買受時から最長3年間、明渡請求ができません。しかも、その間引き受ける賃貸借契約の内容が、例えば賃料が安いのに敷金が非常に高いものと、3年間安い賃料しか得られないのに、出て行ってもらう時にはずいぶん巨額の敷金を返還しなければなりません。こうなると担保物の価値は、担保権設定時の予想に反して、非常に下がってしまいます。そこで、抵当権より遅れて賃貸借関係を結んだ場合には短期賃貸借の限度では保護するけれども、引き受けられる賃貸借契約の内容が行き過ぎて抵当権者を害する場合には解除請求を認めて、そうした詐欺的な貸借人には出て行ってもらいませぬ、というのが、改正前の仕組みでした。

執行妨害の手口として、現実にどんな方法が使われているか私は十分把握できていませんが、先ほどご紹介しましたように、裁判実務に携わる裁判官や現場で活動されている執行官には、相当巧妙に仕組まれたものでも、濫用的な短期賃貸借かそうでないかの見分けは可能である、と発言されている方が多かったのです。ところが、買い受けるのはそれほどの専門家ではありませんから、少しでも怪しい要素があれば警戒して買い受けない、それで競売が進まなかったり、競売価格が大きく下がる。こういう結果を招くことが執行妨害の横行による最も大きな問題であると感じられたため、短期賃貸借制度の廃止が決まったのです。改正によって、抵当権設定登記後に賃貸した者は、抵当権の実行による競売の場合には、基本的に保護しない制度になったのです。その制度を前提としますと、融資と関係のない貸借人が不利益を受けるのはたしかに合理的でない面もありますが、先に融資があり担保付の

不動産を借りているのだから、賃借人が覚悟すべきだとしていくことになります。それがこの制度なのです。ただ、入居した建物に抵当権が付いていて、それが実行されて出て行かなければならなくなるケースは、確率的には、それほど多くはございません。ただそれが誰に起こるかかわからないところが問題です。アパートやマンションの経営では、新築の際には必ず融資を受けて抵当権を設定しますから、普通の入居人は、そういう貧乏くじを引くおそれがある者ばかりということになります。実際に貧乏くじを引いて泣くことになるのは少ないかもしれないけれども、賃借人世帯という社会階層が全体として危機にさらされるわけで、こういう制度が本当に合理的なのかという、私自身も非常に疑問を持って臨んでおりました。とりわけ当初から賃貸借を目的とした賃貸物件は、優良な賃借人が入っている方が担保価値が上がるはずですから、賃貸物件として買った買受人が賃借人に出て行けというのはおかしいのです。しかし、賃貸物件とそうでないものを客観的に明確に区別できる標準があるか、そういう仕組みを用意することができるかというのが、相当難問でして、いろいろ議論はしたのですが、適切妥当な解決策を示すことができませんでした。

結論をまとめますと、融資と関係性のない賃借人が不利益を受けるのは合理的かというご質問に対しては、賃貸物件に関して言うと私も合理的でない側面が多々残っているし、短期賃貸借制度を廃止して、基本的に明渡し猶予期間だけで対処しようとしている制度自体に、長い目で見ると妥当でない部分があると思っております。ただ、制度がそういう風な仕組みで現に発足していることを前提にいたしますと、抵当権が付いた建物を借りる場合には賃借人が注意しなければならず、リスク配分として妥当性は疑われるがある意味で仕方がないと言わざるを得ないと思います。さらに鳥谷部先生からいろいろ反論していただければ、問題点を深められて良いと思います。

次に1点目のご質問を紹介して、補足をお願いします。「短賃の対抗力の削除、詐害的賃貸借について」という表題を付けていただいておりますが、最初の「競売の実効性ととの関係で1年以内に実行ができるのであれば、短賃保護の必要性が少ないと言えないのではないか」という文章がよくわかりませんでした。競売の申立てから、買受人が現れて、最後に配当まで済むま

で、現在では、だいたい9か月から10か月とされています。このように現状では抵当権の実行は1年以内に完了していますが、そのことと短期賃貸借保護の必要性の問題がどう結びつくのか、私には理解できませんでしたので、ご質問の内容を補足していただけるとありがたいです。

後半は「民法には詐害的賃貸借を解除できる明文規定が1か条あり、395条の但書だったのですが、これを削除したのは後退ではないのか」とお書きいただいております。この点には明確にお答えできます。論理が逆になっています。詐害的賃貸借の解除請求は、詐害的賃貸借であるかどうかはわからないので、とりあえず短期の賃貸借は買受人に引き継がれることをデフォルトとして、それでは抵当権者を害して困るというものに限り消滅させようという制度でした。これに対して、改正法は、そもそも抵当権に遅れる賃貸借契約は買受人には引き継がれないという大きな決断をしたのですから、引き継がれるものがない以上解除請求を考える必要はありません。それゆえ、解除請求の制度が削除されたのは論理必然です。これによって抵当権者の使える武器が1つ減ったので後退ではないと言われると、むしろ反対に抵当権者に強力な武器を与えずに困っているだけではないかと思えます。もっとも、ご質問の前半と併せて考えると、ご趣旨を誤解しているかもしれませんので、やはりこの点も含めてご補足いただいて、さらに議論をすれば良いと思います。

鳥谷部： 明確でない質問をしてしまって、すみません。私どもも広島大学で伊藤進先生にも加わっていただきまして、平成15年から17年まで科研費を費やまして調査をしたことがあります。ただ今回の趣旨とはだいぶ違いまして、非典型担保を中心に、担保の多様性はどうなっていくのかという視点から調査しました。その調査の対象は銀行、信用金庫、信用組合までかなり多くの調査をしました。そこで明らかになったのはどこでも抵当権がメインであるということと、また意外に思ったのですが、地方銀行、信用組合等は不動産の譲渡担保もずいぶん使っているということが、そこで明らかになりました。もちろん債権の譲渡担保は、大きいところも全部使っていることは前からわかっていたんですが、不動産の譲渡担保は銀行でも地方銀行、信用金庫ではずいぶん使われているのが

明らかになりました。それが私たちがした実態調査なんですけど、今日松岡先生にご質問したのは、松岡先生は担保法改正に関わられて、「銀行法務」にその途中経過を公表されて、それが非常に参考になりましたし、理論の面からもずいぶん松岡先生もご主張をされていたと思います。その点にまず敬意を表したいと思います。ただ実際の改正のところではそうじゃない改正になったところもずいぶんあったと思います。今日ご報告された問題点もそういう点が含まれていると思いますが、松岡先生はまたこれからも民法改正に関わられますので、エールを送るという意味でご質問させていただいた次第です。

まず1点目の質問についてですが、短期賃貸借の対抗力が奪われ、無くなったということと、詐害的賃貸借については、少なくとも民法には詐害的賃貸借は解除して排除するという明文規定があったわけです。それが出来るかできないかの問題があると思うんですけど、詐害的賃貸借でも、詐害的でない賃貸借でも両方とも対抗力を与えないということになったわけです。少なくとも排除するという規定があったにもかかわらず、それを削除してしまったというのでは、先ほど民法、刑事法、執行法でそういう成果を挙げているとおっしゃっていましたが、民法で挙げていると言えるのかどうか。以前は民法では詐害的賃貸借は解除できるとしていたのに、それが無くなったわけですから、その効果といえるのかどうか、むしろ民事執行法で効果が働いている、刑事法で刑事罰を科すということで抑制しているということは言えても、どちらも保護しませんよと言っただけで民法は抑止力についてはまったく、前以上に効果を持たなくなったのではないかということが1点。

それから1年以内で実行が可能になったということとの関係ですが、2年くらい実行までかかるという人であれば、どうせすぐ更新の期間が来て、更新後は対抗力が与えられないということなので、それだったらどっちにしても保護が厚くないから、でもこれは1年以内に実行が出来るようになればちょっと話は別じゃないんでしょうかと。更新後は対抗力も与えないという判例法理があったわけですから、それをちゃんと条文で明文化すればそこはそれで済んだのではないかという趣旨です。

松岡： 前半の御主張はよくわかりました。ただ私は鳥谷部先生と同じようには考えておりません。

短期賃貸借の制度自身が仮に先生がおっしゃるように、競売にかかる時間が短くなり、賃貸借の更新時期が差押えの後になる場合が多くなると、賃借人保護の有無が偶然に左右されることが少なくなるという点では不条理な事態が起きる確率も小さくなります。しかし短期賃貸借を残すという前提でお話されているわけですから、賃貸借関係は買受人に引き継がれ、そのうえで、期間満了時の更新拒絶や解約に正当事由があるとして明渡しの請求を認めることとなります。しかし、更新時期が、競売による差押えより後、買受人が登場するより前に来ますと、この賃貸借は引き継がれません。短期賃貸借の問題点の1つは、たとえば1つのアパートやマンションに入居しているほぼ同じ契約内容の賃借人であっても、このような偶然によって引き継がれる賃貸借と引き継がれない賃貸借が生じてしまうという点で、法の下での平等の点で問題がありました。同時に、賃貸借が買受人に引き継がれる場合には、引き継がれることを前提に怪しい賃貸借が結ばれて占有権原を装う形で執行妨害がされたり、過大な敷金返還請求や費用償還請求なども主張されました。一番の根本は、占有権原があるという主張が一番強い主張なので、そこを旧規定のままにしておいていいのかというのが、私自身が改正に全面的に賛成だったわけではないのですけれど、改正法で特に問題とされた点でした。そこで、私に言わせればちょっと過激にすぎた方法であったとは思いますが、抵当権の設定登記より遅れる賃貸借契約は、短期のものであっても基本的には全部消除する考え方への転換をしたのです。抵当権より遅れる占有権原の主張を大本から封じてしまうわけですから、非常に強力な対応策だと思います。現実には、東京地裁執行センターで執行の実務に携わっておられた谷口園恵裁判官は、それで占有権原を口実にした露骨な執行妨害は本当に激減したとおっしゃっています。そういう意味で、民法が短期賃貸借保護を全面的に削除してしまったことは、今回の担保法・執行法改正が執行妨害に対して非常に大きな効果をもたらしている最も大きな原因だと思います。逆に切れすぎる刀を抵当権者に与えて本当にいいかというのが、私の問いたいところなんです。その点での認識が鳥谷部先生と私では全く違うのかもしれない。



およそ短期貸借であっても、抵当権より遅れる賃借権は保護しないという決断をしてしまいましたので、詐欺的貸借の解除請求という制度が不要になっただけの話であります。表面的には旧 395 条の但書という抵当権者に与えられた武器がなくなりましたけれど、それで民法の執行妨害対策が後退したとは評価できないと思います。

小柿： ありがとうございます。松岡先生に対しては、サブプライムローン関係の質問も頂戴しているのですが、それは後の質問と合わせてお答え頂いた方がよいでしょうか。

松岡： サブプライムローンとの関係をごく短く言いますと、サブプライムローン問題によりアメリカ版のバブル経済が崩壊して、経済事情が 10 年前から 15 年位前に先祖がえりすることが予想され、そうすると現在では、競売市場は好調に動いていると思うのですが、そこが動かなくなる可能性があります。その時には、従来から問題になった執行妨害はもとより、さらに新しいタイプの執行妨害も登場してくるでしょうし、現在では競売や任意売却を円滑に進めるための補助的な役割しか果たしていない収益執行はほとんど使われていませんが、競売に要する期間が長期化しますと、その間だけでも収益から少しでも債権回収をしたいという傾向が再登場するかもしれません。このような形

で、サブプライムローン問題は影響があると思います。ただサブプライムローンの証券化の問題というご質問で、何をお尋ねになりたいのかがわかりかねますので、このままではお答えしにくいです。

小柿： ありがとうございます。それでは続いて六信さんと戸梶さんに対する質問に移らせて頂きます。何点かいただいておりますが、お答えのしやすいものから 2、3 取り上げていただき、残りの質問については、こちらの方でまとめさせていただきたいと思います。

戸梶： ご質問いただいている中に、そもそも保証協会とは何かという、端的に言うとなんかというご質問と理解していいのかなと思われるものがありますので、お答えさせていただきます。〔信用保証協会は〕全国に 52 ありまして、各都道府県に必ず 1 つあります。保証協会はいわゆる資本になる部分を地方自治体に出捐いただいて、大阪であれば大阪府中小企業信用保証協会ということで、大阪府庁さんの方での保証協会と、手前どものほうは大阪市の出捐で出来ておる大阪市信用保証協会と 2 つのものがああります。全国 47 の都道府県のうち 2 つあるところ、3 つあるところがあって、全部で 52 保証協会があります。

やらせていただいている仕事は金融機関の中小企業に対する事業資金の融資に対して公的な保証を付けていくという、公的な保証機関ということになっていま

して、規模でいきますと原則として中小企業の方が対象になっています。普通に使われる場合、無担保で使える上限が8千万円、それ以外に一般的なもので2億円。合計で2億8千万円というのが一般的な保証の枠になっています。不況の時期になると保証協会が新聞に載るんですけど、最近良く載っているのが原材料の価格が高騰したことから、緊急保証制度というのが新設されまして、こちらのほうで新聞紙上を賑わしているというところがございます。金融情勢があまり良くなってきたため、融資がなかなか進まなくなっているということで、利用しやすい保証制度が作られて、年末に向けて申し込みが殺到しているというところですよ。

また、金融機関だけとお付き合いしているのかというと、そうではなくて、手前どもであれば大阪産業創造館、旧の東校区所跡にビルがありまして、その2階の方で中小企業の方と直接お話し、大阪市の制度融資のご相談を承る窓口もあったり、その隣には大阪市がやっている経営相談の窓口があり、ワンストップでいろんなサービスを提供させていただいているというふうなことでやっております。

小柿： ご質問の趣旨として、どのような金融機関とお付き合いさせていただいているかという点があると思います。金融機関にもいろいろ規模があり、具体的には都銀、地銀いろいろあると思うんですけど、大阪市の協会では取引のある金融機関の違いとか、傾向の差みたいなものがあればということだと思いますが、いかがでしょうか。

戸梶： 基本的に、金融機関と約定というか基本契約を結びますが、それを結んだ金融機関とは全てお付き合いが出来るという形になっておりまして、大阪を地盤とする金融機関とはほぼ契約が出来ているのかなという風に思っています。

六信： 次に譲渡禁止特約に関するご質問をいただいております。制度創設時に国、中小企業庁や保証協会が譲渡禁止特約を外すよう要請していて、国、地方公共団体は外すようになっているとの記述が見られたと。現在それはどの程度浸透しているのかというご趣旨の質問です。

売掛債権担保融資保証制度創設当時に中小企業庁から総務省を経由して各地方公共団体、あるいは国の地方支分部局に対して、譲渡禁止特約については解除するという趣旨の通達が出ています。ただ当初発出された内容では「公共工事を除く」ということになっておりまして、その1年後くらいになってようやく重い腰を上げて公共工事についても特約を解除すべき旨の通達が発出されています。ただ表向きにはこのように解除することとなっていますが、先ほどご紹介いたしましたように国土交通省関係の公共工事については、解除はするけれども対抗要件は異議を留めた承諾に限られるということで、非常に使いにくい実態がまだ残っております。民間の譲渡禁止特約につきましては、中小企業庁が債権譲渡禁止特約の解除マニュアルというのを作りまして、ホームページに掲載しております。これに基づいてだいたい解除されつつあるのではないかと思います。解除をしてもらえなくて困っているという事例は最近こちらの方には上がってきておりませんので、おそらくだいたい浸透しているのではないかと感じています。

戸梶： 実際に大阪市信用保証協会の方に、譲渡禁止特約があるために保証が出来なかったというケースで企画課のほうへ上がってきているものはないというのが正直なところですよ。ひょっとしたら自治体向けの話であるのかもしれないんですが、その分については我々の方には上がってきてなくて、確認が出来てません。それ以外で、ある種円滑に使っていただいているもののうち、数が多いのは手形関係のお話が多いものですから、実際この名前の通り使われてないというものもあります。上手く使っているケースとしては医療関係の方が通知で、保険の関係で使われてるものはあるんですけども、それ以外には特段目立った動きというものがないものですから、この件でトラブルが起きているのは今のところ当協会では聞いていないということになります。

小柿： ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは続いての質問についてお願いいたします。

戸梶： 現場の方で具体的にトラブルが起きているような事例ということで、ご質問いただいております。

在庫担保の処分についてというようなことも書いていただいております。しかし、なにせ始まったばかりの制度でして、処分に至らないといけないようなケースというのが喜ばしいことに今のところはないということです。今後心配しているのはやはり先ほど申し上げたとおり、処分市場というものが確立されていない、願する先を保証協会では持ち合わせていないというのが本当のところだと思います。出来るだけ中小企業の方と上手く話し合いながら、その業者の方が上手く処分してご返済に充てていただくというのが理想なんだろうと思っています。

六信： 大阪ばかりでなく、全国的にも処分の事例というのは発生しておりません。ただ事故が出そうだという案件が実は数件寄せられていまして、こういった対応について早急に考えなければいけないのかなと感じております。

松岡： 私も少しその質問に乗る形で恐縮ですが、そもそも処分の前に、レジメで言うと3のところの担保の対象となる棚卸資産の中に処分費用が過大になりそうなものや、維持管理、ノウハウが必要なものはなじまない、そもそも換価が難しそうなものは対象にできないということで、最初の時点である程度スクリーニングがされるのかなと思っていました。質問のご趣旨にはそのあたりも含まれているとも思いましたので、具体的にこれは馴染むけれど、これは適切でないという例があるのか、あるいはそれもまだわからないのか、そのあたりを聞かせていただけませんか。

六信： 具体的な想定というのは実はないんですけど、何故こういうものを置いたかといいますと、いざというときには金融機関の方に実際に現地に赴いていただいて、管理処分をやっていただくということになりますので、素人がやるにしては到底出来ないというものは耐えられないだろうという前提でこのような表現をさせていただいております。手前どもの案件ではなくて、先行しているABLの実例でいいますと、豚の耳にICタグをつけて管理しているという話を聞きますけれども、実際にそういうものについて金融機関の方がえさをやったりすることが出来るかと考えると、そうはいかないと。それから養殖漁業の生簀の魚を担保に

取ったという事例も判例に出ていますけど、そういったものを想定した場合に素人にはとてもじゃないけどやりにくいと、イメージ的にはそういうものを想定しています。ただこれらの業種は養豚業、あるいは漁業ということになりまして、農林水産業は原則として保証協会の対象外業種になっており取り扱うことはできませんが、イメージ的にはそんな形で考えております。

小柿： ありがとうございます。実際の線引きとなるとなかなか難しいということでその辺が課題だという感じが致しました。ではそれ以外のご質問にまいりたいと思います。

六信： それでは次のご質問です。これは民法の先生方がいらっしゃるので、先生方からお答えいただいたほうが良いのではないかと考えているんですが、将来債権の譲渡担保で第三債務者が特定しており、当該第三債務者が異議なき承諾をした場合において、当該第三債務者から相殺を主張された場合の効力についてというご質問をいただいておりますが、私の理解としては異議を留めない承諾ということになりますので相殺の抗弁は対抗できないと考えております。

2つ目のご質問ですが、動産譲渡担保について実行時に動産の引渡請求に対して債務者から清算金の支払いについて、同時履行の抗弁権を主張されるのではないかとのご質問ですけれども、これにつきましては、清算金は処分後に発生しますので、同時履行の抗弁権を主張できないと考えておりますが、何か先生方補足等ございましたら。

松岡： あまり出しゃばりたくはないのですが、最初のご質問については、回答でおっしゃったとおりで、異議を留めない承諾をしていれば相殺の抗弁の主張は遮断されると思います。2点目のご質問については、少しだけ気になるところがございます。譲渡担保の実行につき処分清算がされる場合には、処分が清算より先行しますので、目的物の引渡しと清算金の支払いとの同時履行関係はないと思います。ただ、処分清算におきましても、所有権を取得した第三者からの引渡請求に対しては、清算金が払われるまで留置するとの抗弁が出てくる可能性があります。判例はそれを認めていますので、留置権の抗弁が出てくるのが確実な



物を上手く処分できるのか、というのは若干気にはなるところです。

質問者： 私が質問させていただいたんですが、質問の補足をさせていただいてよろしいでしょうか。将来債権の譲渡担保について継続的に将来債権が発生すると。そうすると第三債務者の方でも当初予定していない形で反対債権を取得するという可能性がある。そういう場合に民法の規定は将来債権の関係について規定しているのではなくて、既発生の債権についてだけ、異議なき承諾をしたという場合にそういう効力が認められるという考え方もあるようなんですけど、そういう考え方との関係でいかがかとの質問なんです。2番目の動産の譲渡担保についてはやはり今問題となっているように、動産の評価について確たるものが無いので、清算金の支払いとなったときに、債務者との間で揉めると。先生がおっしゃられるように留置権とか、あるいは同時履行の抗弁権。同時履行の抗弁権であれば契約で排除出来るかもしれないけど、留置権なら排除できないんじゃないか。その辺の所で使い勝手が今の段階では良くないと思われるので、その辺のところの将来の問題というか、そういうことでどう考えたらいいのかなということでご質問させていただきました。

松岡： おっしゃるとおり異議を留めない承諾につい

てどこまで遮断効があるかについては、いろいろ議論があるところだと思います。将来債権についての異議は遮断される抗弁が限定されるのではないかという疑いがあります。議論がまだ十分に詰められていない問題ですから、そういう意味でこの制度自体にまだ不安定要因が残っているというのはご指摘のとおりだと思います。今後さらに研究していかなければいけない問題です。

小柿： 残る質問は、サブプライムローン関係の質問なのですが、実はご講演の内容とは違った角度からご質問いただいております。もしなにかコメントがありましたら六信さんいかがでしょうか。少し難しいでしょうか。

六信： いただいている質問のご趣旨がちょっとわかりませんので、ちょっとお答えはいたしかねます。すみません。

質問者： 誰が考えても、これはむちゃくちゃな話ですよ。わけのわからない人に債権を負わして、気が付いたら物凄い借金を抱えているという問題ですよ。これを担保とか動産とか債権から見たらどういう風に見えるのかということを知りたいと思ひまして、質問させていただきました。

小柿： ご質問ありがとうございます。担保法とか執行法の法的な問題と現在生じている経済問題が実態として現れている場面は違うのだけれども、どこかで法律の制度が関連しているのではないかということですね。質問者のご趣旨を私なりに考えますと、この未曾有の金融危機に端を発して、たしかにサブプライムローンという、後から考えてみれば常識を外れた形でのローンが組み立てられているという実態があり、もともとの、一番の問題は格付け機関の査定が甘かった点にあるといえましょう。とはいえ、広い視野で見ると倒産法ないし担保法も、今般の諸問題に関わっているのではないのか、そのようなご関心の中で実際担保法とか、執行法の場面で何か対策のようなものはあるのか、それとも少しフェーズが違うので直接は関係ないのかということだと思っております。何か松岡先生あたりコメントがございましたら。

松岡： そういう意味では直接の関係はないといわざるを得なくて、むしろ根本は、貸付けの際におけるコンプライアンスの問題なのではないのでしょうか。不良債権を作らないためにはどういう手順を踏んでどういう評価をするのか、どういうところには貸し出しができるけれど、どういうところには貸し出しができないのか、こういうルールなり標準なりが本来あるべきです。ところがこの問題は一方では政治問題でもあり、経済がまわらないのでは話にならないから、多少目をつぶってでも資金を供給せよという話になります。そのツケが後で来るという構造になっているので、そうしたツケを払わされる後の世代はたまったものではないですね。

小柿： ありがとうございます。貸付の際のコンプライアンスという観点からしますと、実際に信用保証協会のほうで年末に向けて大変な作業を行っていらっしゃるということですが、リスクが大きいものに対する保証の態度といいますか、それに対する信用保証協会や金融機関の対応についてなにかコメントがございましたら、ありがたいのですけど。

戸梶： 最終的に今回のような問題というのは融資が証券化されたものによって一般の投資家に御迷惑がかかった。また、機関投資家や金融機関とかいرونなどころにも回って行って、二次三次の被害が出てきてい

るということなのかなと思っております、その部分で保証協会がやらせていただいている保証というのはその金融機関、中小企業、そして保証協会のほうでいったんは片がつかますね。そこに国家の財政が投入されている部分がありますので、みなさんに税金でご負担していただいている部分もあるというのは重々承知しているつもりのところではあり、そのあたり出来るだけご迷惑を掛けないようにというか、ある種政策的に動かなければいけない部分と、それとそれに対して責任を持って出来るだけご迷惑がかからないようにというつもりでやっていくことは、今の時代でコンプライアンスであったりとか、保証協会がやるべきことではあると思います。

小柿： ありがとうございます。いただいたご質問については、少し至らぬところもあったとは思いますが、だいたいお答えできたのではないかと思います。予定の時間は過ぎていますが、せっかくの機会なので、高橋眞先生何かありますでしょうか。

高橋： 時間の方もぴったりということなのですが、松岡先生からいくつか実務に携わっている方にお尋ねしたいことというのが挙げられておりました。もしよろしければお教えいただくことがありましたらお願いしたいと思います。松岡先生何かこの際お聞きしたいことなどは。

松岡： 1つ目は、抵当権消滅請求の使い勝手という問題です。今回の民法改正の大きな目玉の1つは滌除(てきじょ)をなくして、抵当権消滅制度に衣替えをしたことです。ただ、抵当権消滅請求制度がいったいどう使われるのか、玉虫色でどうなるかよくわからない。利用されるかどうかともわからないと言われております。しかも困るのは、抵当権消滅請求は裁判所の関与しないところで話が進みますので、裁判所の司法統計などに全く出てこない。だから裁判官の報告を読んでも、実際にどうなっているのかよくわからないとしか書いていません。実務に携わられている中で抵当権消滅請求制度について、手がけられた実例としてありましたら、どういう使われ方であったのかを伺えれば大変ありがたいと思います。

2番目は、物上代位と抵当目的物件の管理費用の間

題です。報告の中で触れましたように、物上代位には不合理な点があるので収益執行制度を導入したのですが、現実には90パーセント以上が物上代位で、収益執行は限られた場面で使われているにすぎません。それでは、物上代位で管理費用まで全部持っていったまうという難点にはどう対処されているのか。東京地裁では、管理費用相当分を留保した形でしか差押えを認めないという扱いをされているようですが、大阪はどうなのか、ご存知の方にはお教えいただきたいと思えます。

3番目には、動産譲渡登記関係で質問させていただきたいことがあります。動産を担保に取る時は登記だけにしてはどうかというのに対して、債権の場合には通知・承諾と登記のどちらも必要とされておりますね。それは何故でしょうか。登記にはコストがかかるので、1本の債権、とりわけ額がそれほど大きくない債権の場合はわざわざ登記という対抗要件を考える必要が無い、あるいは適当でないからでしょうか。理由が知りたいのです。

また、レジュメの5ページのところで、口頭でご説明になったのですが、売掛債権の掛目について、第三債務者の区分及び対抗要件の種類に応じて70パーセントから100パーセントと言われました。優良な第三債務者で異議をとどめない承諾がされれば100パーセントとされましたが、異議をとどめない承諾、その次が通知、その次が登記というように、安全度のご説明があったと記憶しています。私のイメージからすると登記の方がより確実なので、登記の方が掛目が大きくてもよくはないかと、違和感を持ちました。この点を、補足していただけると大変ありがたいと思えます。

小柿： それでは今の質問に対しまして、六信さんか戸梶さんどちらか。

六信： 債権譲渡の対抗要件として通知承諾についても取り入れているというのは、これは対抗要件の確実性といえますか、特に異議なき承諾につきましては第三債務者から抗弁権を主張することはできないということになりますので、一番確実な状態になります。通知につきましても、債務者対抗要件が具備されることになるという意味で登記よりも確実なものになります。したがって、承諾、通知、登記の順に掛目が低く

なるということにしております。

松岡： 第三債務者に譲渡の事実がわかる方が良いということですが、そのご説明には少しパラドキシカルな面があります。登記制度を導入した意味は第三者対抗要件と債務者対抗要件とを分離して、信用危機等の引き金にならないように、第三債務者には危機になるまで譲渡の事実を知らせないという工夫がこの制度の大きな要素だったと思います。こういうことからすると、登記の方が評価が下であるという位置づけで本当にいいのか疑問です。

六信： 中小企業の取引実態を見ると、債権譲渡をするときは相手先のご了解をいただいていた方がむしろ取り組みやすいという状況にございまして、第三債務者に知らせないで登記を使うというよりも、むしろ承諾又は通知の方が取引実態に即すという面がございます。

松岡： ということは少なくともこの制度を利用しようとするような企業者には、かつてのように債権譲渡などというものは危機の場合に使う最後の手段であり、債権譲渡がされたら自体が倒産の引き金になる、とされたイメージではなく、この制度ができあがって、通常の正常融資の1つのパターンとして認知されつつあると理解してよろしいでしょうか。

六信： そうですね。この制度の創設以来、債権譲渡というのも一般に普及しておりまして、だいぶ馴染みやすくなっているというものと理解しております。

小柿： ありがとうございます。進行役の不幸により議論が前後しましたが、最後の議論に関しては研究者側が考えていることと実務における現状との差異、そしてその原因と結果が明かになったようにも思われます。これでモデレーターの役目を終わらせて頂きます。

高橋： それでは、本日はお忙しいところシンポジウムに参加いただきましてありがとうございました。結構中身のある議論ということになったかと思ってうれしく思っております。どうもありがとうございました。これで終わりといたします。

「担保法・執行法改正の検証と評価」

松岡 久和（京都大学）

matsuoka@law.kyoto-u.ac.jp

http://www.matsuoka.law.kyoto-u.ac.jp

I 担保法・執行法改正を振り返る

1 担保法・執行法改正の主な狙い

1-1 時代背景

- ・バブル経済崩壊後の長引く不況・金融危機
とりわけ、不動産担保融資を中心とした巨額の不良債権処理の迅速化
- ・執行妨害の横行→執行制度の機能不全・司法制度不信

1-2 改正の主な狙い

- ・執行妨害の排除。迅速で合理的な手続進行の促進
；権利実現の実効性を高めて、司法制度の信頼を回復する

2 担保法・執行法改正の特徴

2-1 改正の意義と課題

- ・民法と民事執行法の両面にわたる大改正。民法の現代化の端緒。
- ・執行妨害への総合的な対処の徹底
- ・検討期間の限定→短期的課題への限定。議論の不徹底。

2-2 主要な改正点の概観

(1) 担保実体法の改正点

- ①雇人給料の先取特権の拡充
- ②指名債権質の効力発生要件の緩和
- ③担保不動産収益執行制度（以下「収益執行」と略す）の新設
- ④抵当権消滅請求制度の新設＝滌除制度の合理化
- ⑤一括競売権の強化
- ⑥短期貸借制度の廃止、例外措置としての明渡猶予期間制度と同意引受制度の新設
- ⑦根抵当権の元本確定請求権の新設

(2) 執行法の改正点

(a) 執行妨害対策

- ①民事執行法上の保全処分の強化
- ②内覧制度の新設
- ③明渡執行の実効性の向上と罰則強化

(b) 強制執行の実効性の確保

- ①間接強制の適用範囲の拡大
- ②財産開示手続の新設
- ③少額定期給付債務の履行確保

(c) その他

- ①担保権に基づく動産競売開始要件の緩和
- ②差押禁止財産の見直し
- ③不動産競売に関する手続の改善

3 執行妨害対策に関する評価

- ・民事実体法・手続法・刑事法の総合的対策には高い評価
- ・新たな執行妨害の手口も（馳ごっこ）
；登記利用、境界線変更、有益費償還請求・造作買取請求、留置権、占有正権原主張
- ・平時からの情報収集管理が肝要との指摘。

II 収益執行について

1 改正の理由

- ①天然果実に対する執行制度の不存在と法定果実に対する物上代位の隆盛
- ②物上代位の弱点や問題点
 - ・賃借人把握の困難。不良賃借人の追い出しや新規契約は不可。
 - ・管理費用収奪による物件の劣化。抵当権の順位との齟齬の可能性。

2 改正法の特徴

- ①実体法上の根拠の整理と果実の統一的規律
- ②独立の執行手続としての性格付け
- ③強制管理規定の準用
- ④物上代位手続の存続

3 立法当時に考えられていた問題点

- ①抵当権の本質論・抵当権が果実に及ぶ時期
- ②物上代位の問題点の残存
- ③制度利用の見込み —— 物上代位との機能分担関係

4 アンケート結果から見る制度の利用と課題

(1) 制度の利用度とイメージ

- ①競売・任意売却のための障害除去・物件の劣化防止（執行妨害防止）が主
- ②賃借人把握による賃料からの債権回収

(2) 物上代位との関係

- ・物上代位優先もしくは物上代位との機能分担（次頁表参照）

※物上代位の難点（管理費用等まで抵当権者に取られて管理ができなくなる）への対応（管理費相当額の控除等）は大阪ではなされているか。

(3) 収益執行に関する改善要望や課題

- ①コスト（予納金・登記費用）の低減
- ②賃借人のプライバシー保護
- ③管理人の権限強化（とりわけ、単独申立ての場合：質問権・文書提示請求権・インフラ事業者に対する報告請求権等）
- ④物上代位制度の廃止

	収益執行	物上代位
費用	大	小
登記	要	不要
密行性	無	有
管理	可	不可
賃借人把握	容易	難
迅速性	無	有
規模	大	小
賃貸形態	共同住宅等	一戸建

Ⅲ 抵当不動産上の賃借権の処遇について

1 改正の理由

1-1 短期賃貸借制度の廃止

(1) 短期賃貸借制度の問題点

- ① 執行妨害の口実としての濫用傾向；抵当権者の大きな負担（解除請求訴訟等）
- ② 競売制度の信頼性・実効性の動揺
- ③ 賃借人保護の不十分さ；建物長期賃借権や土地賃借権は不保護、正常賃貸借でも解除請求対象(?)、差押えと賃貸借契約更新時期の先後という偶然による振り分け、買受人による解約・更新拒絶の容易さ

(2) 種々の提案と政治的決断

1-2 明渡猶予期間制度の新設

1-3 同意引受制度の新設

2 改正法の特徴

- ① 抵当権に遅れる賃借権の消除原則→買受人は敷金返還義務を不承継
- ② 明渡猶予期間の新設
執行等の前から使用・収益している賃借人に買受時から一律6か月の明渡猶予（当初3か月から国会審議で6か月に）
明渡猶予期間中の買受人に対する不当利得返還債務。遅滞の場合の即時明渡請求。
- ③ 同意引受制度の新設
3要件 i 賃貸借登記、ii 先順位抵当権者すべての同意（+利害関係人の承諾）、
↓ iii 先順位抵当権者の同意の登記
買受人の賃借権引受け（敷金返還債務も含む。敷金は登記事項に）

3 立法当時に考えられていた問題点

- ① 制度改革の方向性；正常賃借人への影響の危惧、検証の必要性（国会附帯決議）
- ② 消除原則と居住・営業の安定
- ③ 敷金返還請求権の危殆化←→未払賃料との差引計算による保護？相殺合意の効力？

- ④明渡猶予期間中の法律関係
- ⑤同意引受制度における抵当権者の同意の性質；単独行為？契約？解除や撤回の可能性
- ⑥同意登記や賃貸借契約内容変更の登記方法
- ⑦同意引受制度の利用見込み

4 アンケート結果から見る制度の利用と課題

4-1 短期賃貸借制度廃止の影響

- ①無波及というより未波及←平成15年法134号付則5条との関係
- ②競売（消滅もしくは新規契約）と任意売却（引受け）との格差

4-2 敷金に関する諸問題

(1) 任意売却における敷金に関する合意等

- ①債権者は関与しない／関与できない
- ②敷金相当額の売却代金減額か立退料調整への包含

(2) 賃料不払と充当という対抗策の評価

- ・評価は拮抗（6:8）：賃借人への交渉カード付与
 ←→執行妨害誘発の危険、複雑化による競売手続遅延、法的知識による保護の格差、
 相殺禁止との均衡（破産実務との調整が必要）、物件価格低下

(3) 競売における限定的な承継という立法論

- ・評価は拮抗：賃借人保護
 ←→執行妨害誘発の危険、複雑化による競売手続遷延、理論的な無理、敷金慣行の地域格差

(4) その他の方策

4-3 同意引受制度の利用可能性

- ・否定的評価（4:10）：抵当権者にメリットなし、事後の法律関係に関する不安

IV 終わりに

【参考文献】

- ・鎌田薫ほか「不動産法セミナー第18～20回 平成15年担保法・執行法改正の検証(1)～(3)」ジュリ1321号144頁、1324号88頁、1327号56頁（2006-2007年）

関連する主要な拙稿

- ・「いま、担保法に何が起きているのか(1)～(6)」銀法597号48頁、598号29頁、599号46頁、600号64頁、602号54頁、603号50頁(2001-2002年)
- ・「抵当権の本質論について — 賃料債権への物上代位を中心に」高木多喜男先生古稀記念『現代民法学の理論と実務の交錯』（成文堂、2001年）3頁
- ・「留置権に関する立法論 — 不動産留置権と抵当権の関係を中心に」別冊N B L 69号（2002年）88-110頁
- ・「短期賃貸借制度の改革」私法65号（2003年）155頁
- ・「担保・執行法改正の概要と問題点(上)(下)」金法1687号18頁、1688号5頁（2003年）

動産・債権譲渡特例法制と 流動資産担保融資保証制度 について

社団法人 全国信用保証協会連合会
業務部法務課 六信 勝司

売掛債権担保融資保証制度創設の経緯

- ▶ 平成13年3月中小企業債権流動化研究会の報告書により、売掛債権を活用した公的保証制度の提言を受ける。
- ▶ 平成13年9月「売掛債権担保融資保証制度研究会」(座長:池田真朗教授)を設置。
- ▶ 中小企業者の有する売掛債権を活用した金融手法を普及させるため、平成13年12月中小企業信用保険法の一部改正により売掛債権担保融資保証制度が創設された。
- ▶ 保証限度額1億円、保証割合90%。
- ▶ 手形貸付の返済期日と売掛債権の入金期日を合わせることで、売掛金をもとに返済してもらう方法(引当方式)を採用。

2

売掛債権から流動資産へ

- ▶ 売掛債権担保融資保証制度については、書類が多い、利便性が悪い等の声があり、約6年の間に合計5回の改善を実施。
- ▶ 売掛金債権の残高を申告するための譲渡担保債権報告書の任意化、売掛債権のエビデンス緩和、掛目の見直し・・・etc.
- ▶ 平成19年8月中小企業信用保険法の一部改正により、「売掛金債権担保保険」が「流動資産担保保険」に拡充。
- ▶ 保証限度額2億円、保証割合80%(責任共有制度の対象)
- ▶ 引当方式を廃止し、当座貸越方式を採用
(個別保証は引き続き売掛債権・引当方式のみ)。

担保の対象となる流動資産

- ▶ 棚卸資産・・・決算書に載っているもの、かつ、動産譲渡登記ができるもの。仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品を含む。処分費用が過大になりそうなもの、維持管理にノウハウ等が必要なものは馴染まない。登録済中古自動車や不動産業の不動産は、動産譲渡登記ができないので対象外となる。機械設備、車両運搬具等の固定資産も対象外。
- ▶ 売掛債権・・・①売掛金債権、②割賦販売代金債権、③運送料債権、④診療報酬債権、⑤その他の報酬債権、⑥工事請負代金債権。物品使用料としての性格を有するものを除く。

4

流動資産譲渡の対抗要件

- 棚卸資産…「登記」に限る。「登記」に重ねてする場合に限り、「占有改定」「指図による占有移転」が可能。単なる「占有改定」や「指図による占有移転」は目に見えない対抗要件であり、判然としないため利用しないこととした。
- 動産の特定方法に留意する必要がある。東京法務局より無効の可能性のある案件があるとの示唆あり。
- 売掛債権…「通知」「承諾」「登記」いずれも可。(個別保証は登記を除く。)
- 「譲渡債権の表示」を間違えないように留意する必要がある。「その他の報酬債権」とすべきところ、「売掛債権」として債権譲渡登記をし、対抗力が否定された裁判例がある(東京高判平成13年11月13日)。

流動資産の評価

- 棚卸資産…直近の簿価による(季節性のある場合は過去1年間のピーク残高とすることも可)。
- 棚卸資産の掛目は原則として30%。評価会社の評価を得ている場合等については、金融機関と協会の判断により、70%まで掛目を引き上げることができる。
- 売掛債権…過去1年間の平均月商×平均サイト(季節性のある場合はピーク月商×サイトでも可)。
- 売掛債権の掛目は、第三債務者の区分及び対抗要件の種類に応じて70%~100%。

6

譲渡担保権設定時の留意事項

- 申込人の概要記録事項証明書を徴求し、動産・債権の先行譲渡がないかどうか確認する。さらに、専用書式により先行譲渡がない旨を表明させる。
- 棚卸資産については、占有改定がなされていても外形的に判別不能であるが、貼り紙等の明認方法が施されていないかどうか確認する。
- 売掛債権及び棚卸資産は、信用保証協会及び金融機関の(準)共有。
- 譲渡登記を行う際には、譲受人の一人目に信用保証協会を記録する。これは本制度を利用していることを間接的に表示することにより、無用な風評被害を防止する趣旨。

債権譲渡禁止特約の確認

- 専用書式により、「取引基本契約書の有無」及び「債権譲渡禁止特約の有無」を申告してもらうこととしている。
- 債権譲渡禁止特約については、悪意又は重過失のある譲受人に対抗されることとなる(民法466条但書、最一小昭和48年7月19日)。重過失ありと認定されないよう、本人の申告のみに頼らず、疑わしい場合は信用不安を惹起させないように、申込人の了解を得たうえで第三債務者に直接確認することも検討する。
- 重過失の有無について判断した裁判例
 - ①大阪高判平成16年2月6日(金融法務事情1711号35頁)
…重過失を認定。
 - ②大阪地判平成17年11月30日(金融法務事情1795号62頁)
…重過失を否定。(売掛債権担保融資保証制度の事例)

8

モニタリング

- ①回収口座への入金チェック(月1回以上)
- ②譲渡担保流動資産報告書の提出
(3ヶ月に1回以上)
- ③棚卸資産確認のための立入調査
(年1回以上)

①回収口座への入金チェック(月1回以上)

- 回収の局面を考えると、売債制度のように返済専用口座によるモニタリング、出金停止、預金相殺を行うのが望ましいところであるが、第三債務者に振込口座を変えてもらうことも、債務者自らが振り込まれた金銭を移し替える行為を金融機関が監視することも、いずれも制度利用上の負担であるとの声があった。
- そこで、本制度では、売債制度のように返済専用口座は設けず、従来の振込口座をそのまま活用してモニタリングすることで足りることとした。
- あらかじめ届け出た入金口座の入金期日に月商相当額と大幅に相違ない金額が入金されているか否か月1回以上チェックする。他行口座であれば、預金通帳の写等を徴求のうえ、チェックする。

10

②譲渡担保流動資産報告書の徴求 (3ヶ月に1回以上)

- 3ヶ月に1回以上、譲渡担保流動資産報告書を徴求し、売掛債権、棚卸資産が大幅に変動していないことを確認する。
- この提出は任意ではなく義務。引当方式を外すこととした以上、モニタリングは必須。

③棚卸資産確認のための立入調査 (年1回以上)

- 年1回以上、金融機関が事業所に立ち入って、棚卸資産の状況を確認する。目視によるおおまかな確認、不良在庫が増大していないか、保管場所が移動していないかどうかチェックする。
- 保管場所が移動していれば、対抗力が失われると解されるため、改めて譲渡担保契約を締結し、動産譲渡登記を具備しなければならない。
- 各モニタリングにより異常を把握したときは、回収口座の出金停止、新規貸越の停止等を行う。

12

第三債務者あて通知の送付

- 債権譲渡の対抗要件として「登記(通知留保)」を選択した場合であって、債務者又は第三債務者に一定の信用不安事由が生じたときは、動産債権譲渡特例法4条2項に基づく通知を第三債務者あてに送付する。
- 売掛債権の回収について債務者に取立委任をしている場合は、取立委任解除通知を第三債務者宛に送付する。
- 第三債務者から金融機関名義の別段預金口座に入金された売掛金は、本制度にかかる債権に優先充当。

棚卸資産の処分

- 処分を行うのは原則として代位弁済前。ただし、民事再生、会社更生のような再建型法的整理の場合は例外。処分を行うと、事業継続できなくなることを踏まえ、慎重に判断する必要がある。
- 処分の方法としては、債務者が有している処分ルートを活用するのが有効な手段となる。譲渡担保契約書には、販路活用に対する協力義務規定が置かれている。
- それがダメなら、手数料を払って専門の事業者へ処分を依頼することも検討しなければならない。ABL協会では、ビジネスマッチングを行うとのことであり、将来的にはその活用も視野に入れることとなる。
- 処分費用は、処分による回収額より優先控除することができることとしているが、処分費用が回収額を上回るケースも想定される。そのような場合は、譲渡担保権を行使しない旨の意思表示を行うことにより、棚卸資産の所有権が債務者に復帰的に移転することとなる。

14

代位弁済請求

- 代位弁済請求の添付書類は、通常の当座貸越制度に必要な添付書類のほか、以下の書類が必要。
①譲渡担保契約書 ②特約書 ③動産譲渡登記を証する書面
④譲渡担保流動資産報告書 ⑤モニタリング記入表
- 代位弁済の範囲は、未償還元本の80%+これをもとに計算した利息・損害金。

回金義務等

- 信用保証協会が代位弁済した後、担保とした売掛債権の弁済金又は棚卸資産の処分代金より回収があった場合は、金融機関は80%、信用保証協会は20%の割合を乗じた額を相互に回金しなければならないこととしている。
- 棚卸資産の処分費用については、回収金から優先的に控除したうえで、残額に上記の割合を乗じて回金することとしている。

16

本制度運用上の問題点 その①

- 公共工事にかかる工事請負代金債権については、国土交通省より通達が発出されており、画一的な制限がかけられている。
- 「異議を留めた承諾」を行うこととなり、「譲渡される債権の額は、契約金額から工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする」との異議が付される。
- 地方自治体が将来譲渡人に対して損害賠償請求権等の反対債権を取得したときは、その反対債権と工事請負代金債権の相殺をする旨の抗弁を留保する趣旨か？
- リスクの算定が不可能であり、取扱いが困難。

本制度運用上の問題点 その②

- 引当方式を採用していたときでさえ、売掛債権のエビデンスの偽造が散見された。
- 原則として第三債務者が発行した発注書や押印等により支払いを認められたものを徴求していたのであるが、巧妙に偽造されると判別できない。第三債務者が偽造に関与しているケースもある。
- 引当方式をやめた後は、個々のエビデンスの確認は行っていない。取扱いにあたっては慎重な判断が必要。

本制度運用上の問題点 その③

- 棚卸資産の処分方法が確立されておらず、手探りの状態。
- 費用倒れに終わるケースが想定されることから、譲渡担保契約書中、所有権が復帰的に譲渡人に移転する旨の条項を創設。
- 早期に処分市場が確立されることが望まれる。

18

19

動産・債権譲渡特例法制と 流動資産担保保証制度について

大阪市信用保証協会における流動資産担保融資保証の取扱いについて

平成20年12月6日

大阪市信用保証協会

企画室 企画課 戸梶 英樹

流動資産担保融資保証制度

～大阪市信用保証協会の取り組み方針～

基本的な 考え方

- ・商取引のプロセスの中でかたちを変えていく債務者たる中小企業がもつ流動資産を効率的に担保化して行われる融資に対する保証制度
- ・時間的連続性の中で、担保物を捉える

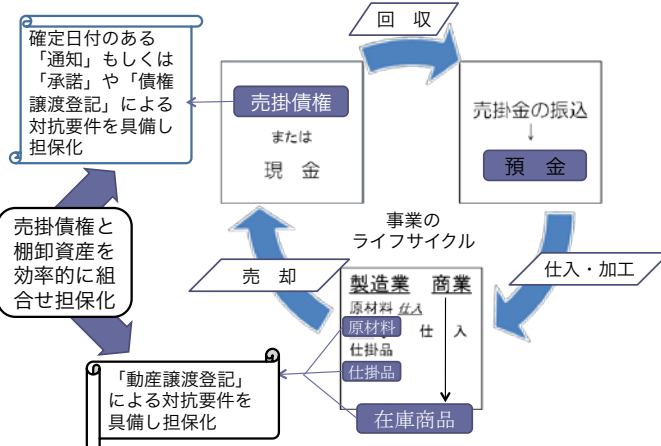
特徴

- ・時間的連続性の中で担保物を捉え、事業のライフサイクルを勘案し棚卸資産と売掛債権と効率的に組合せる
- ・中小企業者・金融機関間の情報の非対称性を解消し、中小企業者の資金ニーズに柔軟に対応

モニタリング

- ・金融機関が債務者をモニタリングする機能を重要視
- ・金融機関と中小企業者が信頼関係を確立し、お互いに中小企業者の情報を共有 ⇒ 情報の非対称性の解消

事業のライフサイクルと流動資産担保融資保証



流動資産担保融資保証の活用

小零細規模企業

- 個別の売掛債権を担保（引当）
- 確定日付のある「通知」もしくは「承諾」
- 手形貸付

中小規模企業

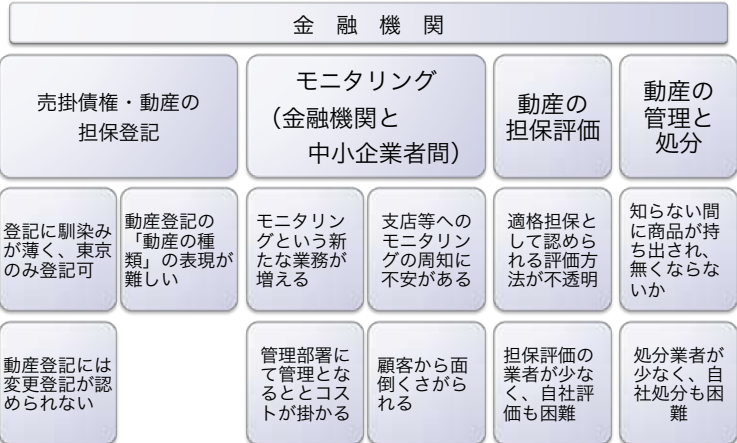
- 一定取引先の売掛債権を担保
- 確定日付のある「通知」もしくは「承諾」または「債権譲渡登記」
- 当座貸越

中規模企業？

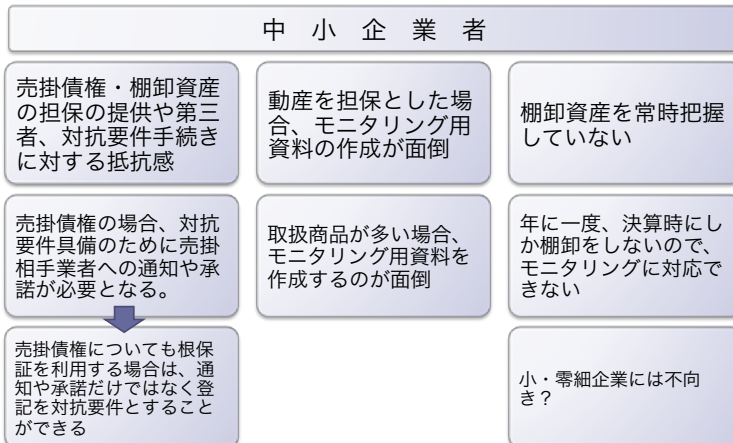
- 一定取引先の売掛債権と棚卸資産
- 確定日付のある「通知」もしくは「承諾」または「債権譲渡登記」と「動産譲渡登記」
- 当座貸越

上段 担保
中段 対抗要件
下段 貸付形式 の順

流動資産担保融資保証活用の上での課題①



流動資産担保融資保証活用の上での課題②



流動資産担保融資保証活用の上での課題③

